平成26年第1回蟹江町議会定例会会議録

招	集	年	月	日	平成26年3月18日(火)									
招	集の場所			蟹江町役場 議事堂										
開	会	(見 議)	3	月18	3 日	午前	前9時	00分宣告	(第	3月))	
					1番	松	本	正	美	2番	水	野	智	見
					3番	戸	谷	裕	治	4番	安	藤	洋	_
					5番	佐	藤		茂	6番	Щ	田	新力	大郎
応	招		議	員	7番	伊	藤	俊	_	8番	中	村	英	子
					9番	黒	Ш	勝	好	10番	菊	地		久
					11番	奥	田	信	宏	12番	吉	田	正	昭
					13番	髙	阪	康	彦	14番	大	原	龍	彦
不	応	招	議	員										

			1	1		T	1	1
地方自治法第	常 特 別	勤 職	町長	横江	淳一	副町長	河瀬	広幸
121条の規 定により説明	ナ ト	hts:	室長	伊藤	芳樹	ふるさと 振興課長	寺西	隆雄
のため出席し	政 推 進	策室		黒川	静一	7777		
た者の職氏名			部長	加藤	恒弘	次 長 兼 税務課長	服部	康彦
	総務	部	次 長 兼総務課長	江上	文啓	安心安全課長	岡村	智彦
			部 長	佐藤	一夫	次長兼環境課長	上田	実
			次 長 兼 健康推進 課	川合	保	次 長 着 て 推進課長	鈴木	利彦
	民 生	部	高齢介護 課 長	能島	頼子	住民課長	伊藤	満
			保健医療 課 長	山本	章人			
	産	業	部 長	水野	久夫	次 長 う ま ち 推 り 課	志治	正弘
	建設	部	土木農政課 長	伊藤	保彦			
	上下水道部		次 長	絹川	靖夫	下 水 道 課 長	加藤	和己
	上下水	追 部	水道課長	佐藤	正樹			
	冰叶十寸		消防長	大橋	清	次 長 兼消防署長	坪井	利親
	消防ス	能 4	総務課長 兼 予 防 課 長	伊藤	啓二			
	教育多会事系		教育長	石垣	武雄	部 長 兼教育課長	鈴木	智久

		生涯学習 課 長	江 場 満	給食セン ター所長	大橋 章一			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局	局長補佐	伊藤恵美子	書記	伊藤恵美子			
議事日程 議事日程 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)								

- 日程第1 議案第17号 平成26年度蟹江町一般会計予算
- 日程第2 議案第18号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第19号 平成26年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第20号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第5 議案第21号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第6 議案第22号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第23号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成26年度蟹江町水道事業会計予算

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成26年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

お手元に議会運営委員会報告書、教育委員会から提供のありました「学区検討委員会の具申内容について」が配付してあります。

松岡議会事務局長はインフルエンザのため欠席しております。本日は、かわって伊藤局長 補佐が務めますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 ここで、去る3月13日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。 議会運営委員長、菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

おはようございます。

ちょっと風邪ぎみでございますので、声がかすれておると思いますが、よろしくお願いいたします。

では、3月13日木曜日に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告をいたします。

最初に、提案者についてであります。

1番目として、蟹江町議会基本条例については、菊地久君、2番目につきましては、蟹江 町議会議員政治倫理条例につきましては中村英子君を提案者といたしたいと思います。なお、 この発議2件につきましては後日送付いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

2つ目でございますが、蟹江町議会議員政治倫理条例施行規則についてであります。

施行日につきましては平成26年4月1日以降となりますので、よろしくお願いをいたします。

3つ目でございますが、意見書の審議結果についてであります。

①といたしまして、「介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書」、この1件につきましては、全会派の賛同が得られましたので、最終日に議員提出議案として上程をし、 採択することになりました。

次に、不採択となった意見書は1件でございます。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第7条(他の法令による給付と調整)の改正を求める意見書」でございましたが、この件につきましては、全会派の一致を見ることができませんでしたので、不採択となりました。

4つ目でございますが、平成26年第2回定例会6月でございますが、その日程が決まりま

した。お手元に配付をされておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

5点目でございますが、臨時会の開催であります。

臨時会は、議会役員改選に伴う第1回臨時会を5月12日月曜日の午前9時から開催をいた します。

最後でございますが、その他であります。

6月議会議案説明会につきましては、平成26年5月22日木曜日、午前10時から行います。 以上、報告といたしますので、別紙のとおりよろしくお願いを申し上げます。 報告を終わります。

(10番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

ただいまから予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、皆様にお願いをいたします。質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いします。また、質問、あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いします。

○議長 高阪康彦君

日程第1 議案第17号「平成26年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○10番 菊地 久君

26年度の予算関係資料に基づきながら、歳入と歳出の件について質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点でございますが、当初予算の総額でございますが、本年度94億6,548万5,000円という当初予算でありますが、今度の補正予算、また最終の決算等々から比べますと、大体この当初予算に組まれたような数字になろうかというふうに思うわけでございますけれども、とりわけ、そういう中で、これからの税収の問題、果たしてこの税収も、そのままことしの終わりと同じ数字が当初予算にのっておるわけでありますが、全般的な流れとして、税収の伸び率、去年も大分伸びておりますが、今の状況からいって、悪くてもこういうことでありますので、まだ税の収入というのはふえるのではないだろうかというふうに思うわけであります。

したがって、全般的な予算、これは100億を超すのではないだろうかと、私は勝手に試算

をさせていただいておりますが、そのときの1つの収入源ではありませんけれども、ここに 町債がありますけれども、町債の中で臨時財政対策債というのがあるわけです。昨年も6億 組んでおりましたが、3億を使わなかったわけでありますけれども、全体で起債は100億近 くお借りしておりますが、今回町債を組まれたけれども、一体何の事業に充てていくのだろ うかと。歳出のほうで見ますと蟹高の跡地のほうに1億6,000万ぐらい充てるようなふうに なっておりますが、その他大きな事業として余り見当たらないわけでございますけれども、 このような歳入であり、借金もこういうふうにしましょうと、臨時財政対策債もこうしまし ょうと入れてあるにしては、歳出の面では大きく取り上げられるような、蟹高の跡地の整備 事業へ予算としては2億3,000万ぐらいの予算を充てておりますが、大きなものとしては余 り見当たらないと思うわけでありますが、一体これはどういう予算の組み方なんだろうか、 これが第1点であります。

それから、2つ目には、新しい収入といたしまして、今回子育で支援減税手当給付金が来たり、そのほか、国から来ます特別な財源があるわけです。臨時特例給付金等々が結構入ってくるわけでございますけれども、この給付金が国から来るものについて、支出の面が各所に歳出で出ておりますけれども、ずっと予算書を見ておりますが、内訳がわかりづらいので、骨子として、国からなぜこういう特別に支援金が来るようになったのか、そして、その金はどうやって使おうとしておるのか、県からも、減税のための、名前を変えて、子育てのというような形で予算が入っておるわけです。

とりわけ、きょうの朝日新聞にも載っておりましたように、消費税が8%になることによって、あらゆるところで国民の皆さんの負担がふえてくるであろうと。そしてまた、手当として、収入の少ない人たちには一定の補助をして守っていきたいだとか、こんなような大きな国の流れがあるわけでございますので、それらを捉えたときに、町として、入ってくる金を全く国の言われたまま使おうとする考え方でこの予算は入っておるのか。町としての特色があるものがどこにも見当たらないように思えてならないわけでありますけれども、特に、国民の生活についての支援をしていく立場というのは大事でございますけれども、余り目立って見えないと思えてならないわけでございますが、その点について。

歳入は、私は拡大すると思う。でも、歳出の面で特色ある、町税をうまく利用して、今の置かれた町民の生活支援だとか、特別これだというものが見当たらないように思えてなりませんけれども、したがって、全般的に、歳入についてどうなのかな、その分、歳出についてはどうなのかな、予算から残った金は積み立てておけばいいよということで最終的に終わってしまうように心配でならないわけであります。入り、それから出る、それは健全財政というのは大事でございますけれども、お金はやはり有効に使い、皆さんのこれからの状況を見ると、大変な生活の格差というのが今年度は始まるだろうと言われておりますので、貧困者対策、それから障害者に対する支援対策、子育てに対する対策は非常に重要視されると思い

ますけれども、この予算編成に当たっての歳入の根拠、歳出の問題、これを、まず総括的に お聞かせを願いたいというふうに思います。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

菊地議員の質問に対して答弁をさせていただきます。どこまでお答えできるかわかりませんが、私なりに知る範囲の内容を答弁をさせていただきたいと思います。

まず、当初予算額のお話でございますが、議員おっしゃいましたように、今年度予算は94億6,500万円ほどで、対前年比で11.3%ほどの増になっておるかと思われます。これは、皆様ご承知のように、昨年度は当初予算が骨格的予算ということで、肉づけがされておりませんでしたので、肉づけ後の予算で申し上げますと、いわゆる2号補正後の予算で申し上げますと、4.6%の伸びになっておるかと思います。さらに、先ほど菊地議員からもおっしゃってみえました3つの国及び県の給付事業がございます。臨時福祉給付金というものと子育て世帯臨時特例給付金と子育て支援減税手当という3つの補助金があるかと思われます。

これにつきましては、予算書のほうを見ていただくとよろしいと思うんですが、例えば、 歳入予算の18、19ページをごらんください。

18、19ページ、13款国庫支出金、第2項国庫補助金というのがあるかと思います。この右のほうを見ていただきたいんですけれども、説明欄の2段目に臨時福祉給付金給付事務費補助金1,608万7,000円とあると思います。その下に、同じく事業費の補助金、その下に子育て世帯臨時特例給付事業費補助金、同じく、そちらの事業費の補助金です。それぞれ2つずつ上がっておるかと思います。この2つにつきまして、これは国のほうから100%交付される補助金に基づいて給付する事業でございます。

それから、もう1点は、1枚はねていただきまして、20ページ、21ページをごらんください。ちょうど真ん中あたりなると思います。

右側の真ん中あたりに、子育て支援減税手当給付事業費補助金277万1,000円とあるかと思います。その下に事業費の補助金、事務費と事業費をあわせたものが子育て支援減税手当給付事業ということで、今年度給付される予定のものでございます。これが、愛知県のほうで1人1万円ということで、今県議会でたしか成立したと思いますが、計上された補助金でございます。これはいずれも、3つの補助金につきましては、先ほど申し上げましたように、100%いただいた事業費をそのまま100%、該当する方に給付するという事業でございます。

それから、あと歳入のほうの町債のお話も出たかと思います。町債は、確かに議員がおっしゃられますように、今年度8億5,800万円ということで、昨年度の当初と比較いたしましてもかなりふえておることは確かでございます。

町債の中身につきましては、30、31ページをごらんください。

第20款町債、第1項町債ということで、これもまた右のほうを見ていただきますと、臨時 財政対策債が6億円、それから、消防救急デジタル無線整備事業債が9,600万円、それから、 蟹江高校跡地整備事業債として1億6,200万円、計8億5,800万円の計上をさせていただいた ものでございます。このうち、消防のデジタル無線と蟹江高校跡地の整備事業につきまして は、それぞれの事業に充てさせていただくものでございます。

それから、臨時財政対策債の6億円につきましては、これは当初予算で不足する分を補うために毎年大体6億円ぐらい。昨年度は、最終的には3億円になったんですけれども、当初予算では、やはり6億円計上させていただいております。ということで、このお金をどこに充てるかというのは、特に決めはないんですけれども、当然、扶助費だとか、そういったところで歳出が必要になってまいりますので、そちらに充てるために6億円計上させていただいておるものでございます。

それから、今度は歳出のほうでございます。

歳出のほうで今年度特に伸びが大きかったものといたしましては、例えば議会費、ご承知のように議場の録音設備等々で約3,500万円ほど増額をさせていただいております。それから、保健衛生費というところで、こちらで、予防接種事業等々で5,200万円ほど当初予算よりも増額をさせていただいております。それから、あと大きなもので申し上げますと、いわゆる下水道事業への繰出金で4,500万円ほど当初予算を増額させていただいておるということでございます。それから、先ほど申し上げました消防のデジタル無線の関係で9,900万円ほど増額をさせていただいております。それから、あと大きなものとしましては、やはり、蟹江高校の整備事業ということで2億1,700万円ほどといったものが、主なものになるかと思われます。

以上でございます。

○総務部次長兼税務課長 服部康彦君

私のほうからは、税収の今後の状況ということでご質問いただきましたので、ご回答させていただきます。

菊地議員さんのほうから、今後税収が伸びるのではないかというお話があるんですが、実は、法人税のほうの税割が27年度から100分の12.3から100分の9.7に下がります。法人税の収入が約5,000万円ほど多分27年度から落ちるということになると思います。町民税のほうにつきましても、本来、今課税されております中で、それほど推移はないと思いますので変わりはないと思いますが、その分固定資産税のほうで27年度、駅北が本換地されます。その部分での固定資産税の増収が約3,000万ほどあるかと思います。軽自動車税については、現状、今がピークの状態でございますので、これから上がる状況はないと思いますし、過年度分、滞納繰越分の収入についても、今、はっきり申し上げて一番ピークの状態で徴収をさせていただいております。今後は、多分残ってくるのは延滞金とかそういう形になりますので、税収のほうはそんなに伸びることはない。現状のままキープするのがやっとかなというふうに思っております。

以上です。

○副町長 河瀬広幸君

総体的な動きもありました。基本的に、26年度の予算編成に当たりましては、やはり、税収の伸び、今申しましたように1.3%ぐらいの伸びしか見込めておりません。景気の動向は徐々に回復しつつあるものの、蟹江町としては、若干その辺がまだ実感が湧いておりませんので、慎重な税収の伸びを見込ませていただいたところであります。町全体としては、トータル5,700万円の税収の見込があります。

あと、歳入のやることといたしましては、財政調整基金からの繰入金6億円、それから、 先ほど言いました消防事業債、それから蟹江高校跡地整備事業債、それから臨時財政対策債 6億円、この6億円は一般財源でございますので、特に充当先としては、福祉関係、高齢者 対策等について使っていきたいと思っています。

歳出の面におきましては、インフラ整備を重視をいたしておりまして、基本的には、蟹江高校跡地の2億1,700万円、そして佐藤化学跡地の3,000万円、それから、これは畑といいますと種まきになりますかね、JR蟹江駅の自由通路整備及び橋上化へ向けての概略設計の3,000万円、この辺をインフラ整備として歳出予算に計上させていただきました。そしてあと、福祉対策、これは従来からの高齢者の福祉対策や障害者福祉事業、そして子ども医療費事業に加えまして、先ほど菊地議員がおっしゃいましたような国の施策である消費税率の改正に伴う低所得者の対策事業、それから臨時福祉給付金事業、そして県の高齢者支援策事業、この辺のもろもろをあわせまして予算編成をしたものであります。

いずれにいたしましても、町長の3期目の2年目に当たりますので、これから3期目の集大成に向かいまして、2年目の総予算としましては、前年度に比較すると12.3%の増の予算を組ませていただきました。そして、今後、菊地議員がおっしゃいましたように、税の収入につきましては、これは状況を見つつ、また、我々が歳出の予算を編成いたしました優先順位、国・県の補助金等、その辺の優先順位を踏まえつつ、税の収入に合わせまして、また補正等を組みまして、議員の皆さんにお諮りし、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

まず、総トータル的な財源的な問題でございますけれども、これはいつも健全財政という 形で、収入のほうは大体このような、本当はあるんだけれども、隠し財産を持っておるけれ ども、全部出してしまうと、万が一ということがあって、この行政の担当者というか、皆さ ん大体こういう組み方であると思いますが、ある程度、一定の方針と方向を持ってないと、 ことしどうしてもやらないかんなというものに対してお金がないよと言って断るというのが、 大体の手法なんです。だから、お金がないと言えば事足りるわけではございませんので、お 金をどうつくっていくのか、どう見込んでいくのかということも大切なことだと思います。 とりわけ、今回の予算で一番の大きなことは、やはり、民生費1億円近い金が増になった。これは、自分のところの財源でそれを増額をして、手厚く、事業を新たに起こしてだとかこうしてということでなくて、あくまでも、国の施策によって国がよこす金なんです。多分景気がよくなると言っておるけれども、反面格差が出てくるだろうと。高額所得の人はどんどん景気に乗って収入がふえてきますけれども、落ちこぼれていくような感じの人、また、厚生年金なども、ふえるようで、実際は消費税の増税によって生活費はマイナス。きょうの朝日新聞にもうまく書いてありましたけれども、一般のサラリーマンの、例えば600万円ぐらいの人たちだと、消費税で7万8,000円とか8万円ぐらいはマイナスになるだろうと。生活の負担は多くなりましょうと。それから、低収入というか、住民税を納めることのできない人たちには、何らかの形で手当を、貧困対策みたいな形で今回出てくると思いますが、これはまた予算だけのところの科目で、細かい、どういう対策で、どういう人たちが該当して、どう使われるかということは、そのときにまたお尋ねする予定でございます。

骨格的な考え方として、町長の出されました施政方針があるものですから、これに照らし合わせていったときに、なるほどなと、これは厳しい財源の中でも、これを思い切って蟹江町では予算化して、事業化をしたなと胸を張って言えるようなものがこの中にまずあるのかどうかと。代表質問でやるべきことでありますけれども、今の全体的な考え方として、歳入をどう捉えて、歳出はどう捉えて、そして、その中で今の、これから起こり得る町民の暮らしの問題、生活実態を考えたときに、民生は国はぱーんと入れてきたし、大村知事も減税何%と言ったけれども、どうも議会の中がうまくいかんもんで、名前を変えて子育て支援の減税、こういう形で変えてきたわけですね。

いずれにしろ、名前を変えようがどうしようが、金が来ておることは間違いありませんので、今度は、蟹江町の町政を預かる町長としては、どこへ重点を置いて予算配分をしたのかなと、どれに胸を張って言えるのかな、何かあるのかなと。国や県が言われた指針に基づいてただやったら、失礼だけれども、これは誰でもやっていけばいいわけ。そうでなくて、町長も、3期目の町長として、実体を捉えた中で、施政方針の中にいろいろ書いてありますけれども、現実的に予算と照らし合わせながら、胸を張って言えるところはどこだよと、だから、予算書のここを読んでもらったかと、そして、それについては庁内で既に体制を打って、こういう形で前へ進めておるんだよとか、そういうことがあるようでしたら、ひとつ述べていただければ、あとはまた個々に、項目ごとに質問させていただきたいと思いますので、全体的に今私が質問したような点についてお答えがいただけるならば、お願いを申し上げたいと思います。

○町長 横江淳一君

菊地議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

来年度予算で提案をさせていただいております94億円余りの予算の中身でございます。先

ほど財政担当、そして税収の見込み、副町長からも話がありました。菊地さんはいつも言われますけれども、本当に、3期目になって、町長のカラーをしっかり出した、そういう政策はあるのかということを日ごろおっしゃっておみえでございます。もちろん、私も新しい蟹江町の顔となるべき施策をしっかり出していきたいということで、昨年の4月の町長選挙のときに三本柱という形で出させていただきました。

ただ、そうはいえども、先ほど来から、私が今回予算編成の歳入で一番慎重だったのが、 駅北の区画整理事業でもって、26年度、来年度、本換地になったときの税収見込みはどうな んだろうと。ちょっと厳しい見方ではないのかということで、実は、財政担当を町長室に呼 んでお話しをさせていただきました。先ほどのような形で、法人税の率も下がります。それ から、住民税も思ったより伸びない。固定資産税だけが若干の伸びがある。私は、本来はも う少し伸びるような気がするんでありますが、家の建ち方だとかそういう問題がありますの で、これは財政のプロに任せておいたほうがいいのかなということで、一応そんな状況で、 歳入としては、私としてはもうちょっと欲しいなという感じはございました。

それと、いつも財政担当の話、そして幹部に話をさせていただきますのは、思い起こしていただきますと、私も議会経験をした中で、財政調整基金のあり方、いつでも自由に使える、いわゆる貯金です。一般家庭でいえば定期預金みたいなものでありますが、財政調整基金が2桁以上を年度末に用意をしたい。できれば、13億から15億円の財政調整基金を持って次年度に繰り越していきたい。その中で、今年度も5億円の取り崩しをさせていただきました。本来、財政調整基金は、当然、1号補正、2号補正、3号補正、補正のたびの財源になるわけでありますし、実際、国の補助だとか補助金というのは、メニューによって来る来ないがございます。交付税措置をするといっても、これもなかなか難しい問題でありまして、現ナマとしてしっかりお金が来る、そういう補助金を我々も活用したい中で、一番信頼できるのは、やはり、自主財源であります財政調整基金ということでございます。それを何とか2桁用意をするということで、やっとこの一、二年前から13億円前後の財政調整基金が年度最終の3月31日現在でできるという、そういう状況になりました。

まだまだ予断を許さない状況でありますし、実際、下水道事業が進捗状況に向かいますと、これからの繰入金を、本来も4,000万以上の繰り入れをしなければいけません。それから、蟹江高校に対しては、これは1つの施策でありますので、借金をするわけでありますけれども、一般事業といたしましては、民生費の伸びは10%をのっけから持っています。あとは、冒頭に申し上げました三本柱であります駅北の区画整理事業以後のいろいろな事業、そして、近鉄蟹江駅のロータリーの整備並びに南側の駅前広場、そして、富吉駅の南側の蟹江高校整備に基づく地域の区画整理事業の進捗状況、この3つが、これからの蟹江町、10年後、15年後の蟹江町の活性化に一番つながる三本柱であるというふうに確信をいたしております。

そんな中で、耐震事業についても、公共事業につきましてはほぼ平成23年度終えることが

できましたが、まだまだ細かい状況の中で、社会福祉協議会のあり方、そして福祉センターの今後の考え方、それから、蟹江町の観光事業の今後のあり方、まだまだ山積をいたしておりますので、とにかく自主財源をしっかり確保しながら、先ほど菊地議員がおっしゃったように、公債比率をしっかり加味しながら、これから前に進めてまいりたいというふうに思っております。

できれば財政当局に、もう少し歳入を甘く見ろとは言いませんが、もう少しあればという 感覚を私は持っておったわけでありますが、そうはいうものの、なかなかまだ、アベノミク スの効果がこの先あらわれてくるのかどうか、消費税も5%から8%になって、消費税の増 税も我々のほうへ1%から1.7%来るわけでありますけれども、これは社会保障にほぼ消え ていってしまいます。ある意味、今度10%になったときにどうなんだろうということも非常 に複雑な問題がありますので、今はその状況で前に進めてまいりたいというふうに思ってお りますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長 高阪康彦君

質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから31ページまで一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

21ページをお願いしたいと思います。21ページの16番です。愛知県から来ている子育て支援対策基金事業費(地域子育て支援拠点事業)補助金についてであります。

県は、今回子育てに対して相当力を入れていくということでお聞きしているわけなんですけれども、特に、今回県が少子化対策、保育環境対策ということで相当力を入れるということをお聞きしております。今回、愛知県の子育て支援対策基金で地域子育て支援拠点事業補助金ということになっていますので、この内容がわかれば教えていただきたいと思います。また、県は少子化対策にどのように力を入れているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、16の愛知県子育て支援対策基金事業費(地域子育て支援拠点事業)についてでございます。

こちらのほうは、蟹江町に子育て支援センターが2カ所、蟹江保育所内の1カ所と蟹江児 童館の中に蟹江南子育て支援センターがございます。そちらのほうの活動のための補助金と いうことでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

そうすると、子育て支援センターが蟹江町に2カ所あるということで、運営においても、 今後変わったことは出てくるんですかね。まだ、そう目立ったものはないですか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

目立ったというか、変わったものはありませんが、町内のPRをもう少し活発にしまして、 有効に子育て支援センターを使っていただくというような考えを持っております。 以上です。

○1番 松本正美君

細かいことは後のほうでまた聞きたいと思いますけれども、特に今回聞いているのは、県では、ファミリーサポートセンターを利用して、病児・病後児、そういった保育事業のモデル事業をやるということを聞いているですけれども、今後蟹江町はそういった取り組みなんかは考えられるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

今現在、ファミリーサポートセンターについては蟹江児童館の中にございますが、主な事業としては、子供さんの送り迎えが中心になっております。議員の言われる病児・病後児になりますと、なかなか難しい。それこそ小児科医とのタイアップというようなこともありますので、郡内等のほかの市町村の状況を見ながら考えていきたいと考えております。

○3番 戸谷裕治君

3番 戸谷でございます。

歳入のほうなんですけれども、総括的なことになるかもしれませんけれども、1つお聞きしたいんですけれども、ふるさと納税というのが最近はやっておりますけれども、これは、地方に行かれた方たちが蟹江町のために納税をしていただくとか、寄附をしていただくとかいう制度でございますけれども、それをやることによって、地元愛、そして地元にUターンとか、そういう見込があると思うんですけれども、そういう取り組みに対して、今の現状をお教え願いたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

戸谷議員からの質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税の歳入でございます。今年度予算は、予算書を見ていただきますとおり 1,000円しか上がっていないかと思われます。現在、ふるさと納税につきましては、実は、町のホームページで啓発をさせていただいております。参考までに、25年度にふるさと納税をいただきました方は、今のところ4名ございます。4名の方たちから9万2,000円ほどでございます。私どものふるさと納税に対する礼状におきましては、基本的には礼状を差し上げるということと、もう一つは、広報なんかにふるさと納税がありましたというように掲載させていただくというぐらいで、ただ、50万を超えるような高額な場合におきましては、表彰条例にのっとって表彰させていただくというような状況でございます。

以上でございます。

○3番 戸谷裕治君

皆様方ご存じのように、新聞紙上とかで、ふるさと納税に対しての取り組みを、島根県とかあちらのほうで、立派にされて税収が1億とか上がっているところがございますよね。例えば、納税された方に、株式みたいなものですよね。株式の、何ていうんですか、少しその方たちに何かふるさとのものが行くとか、例えば、こちらだったら白イチジクが行くとか、何かそういう取り組みというのは、全然やる気もないし、取り組んでいかない。これは、今、全国的な流れですよね。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

戸谷議員がおっしゃってみえることは、私も十分承知はしております。ふるさと納税は、確かに、自分がかつて地縁血縁があったところの市町村に対して寄附金をして、寄附金控除を受けられるという制度だと理解をしております。そういった中で、確かに議員がおっしゃるように、蟹江町にふるさと納税をされた場合には、例えば、町の特産品、いわゆる白イチジクとかそういったものを、金額に応じて差し上げるというのも、確かにそれも一つの方法だとは思います。決してそれを否定するものではございませんが、これもいろいろなご意見がございまして、確かに、そういうふうにいろいろな地場産業を活用して、たくさんやってみえる市町村があるというのも承知はしておりますが、今のところ、蟹江町といたしましては、ふるさと品というか、そういったものを使って拡大していくというのは、私の中では考えてはございません。

以上でございます。

○3番 戸谷裕治君

今のところお考えはないということで。ですけれども、これからの時代、先のことを考えますと、そういう人たちのUターンとか、いろいろなことを考えていただきますと、そういうPRもしておかれるのが、これからの町政の役割だと思っております。人口減少の時代に入ってくるもので、この地方が住みやすいんだよというような感覚で持っていただくためにも、ぜひ、そういう取り組みはしていただくようにご要望申し上げます。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで土木農政課長、生涯学習課長、給食センター所長、消防本部総務課長の退席と政策 推進課長、安心安全課長、会計管理室長の入場を許可します。

ここで、大変勝手でございますが、早朝より体調が少々すぐれませんので、ここで副議長と交代したいと思います。よろしくお願いします。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

○副議長 山田新太郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時42分)

○副議長 山田新太郎君

議長が早退しましたので、地方自治法第106条第1項の規定により議長にかわって職務を 行いますので、よろしくお願いをいたします。

歳出は款別ごとに質疑を受けますが、1人3回までとします。

1款議会費、32ページから35ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、36ページから73ページまでの質疑を受けます。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

59ページ、下のほうの蟹江町地域防災計画等全面改定委託料ということでお聞きしたいと思います。

代表質問のときは細かく聞けれなんだものですから、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、今、蟹江町におきましても防災計画の見直しをずっとやってみえまして、今回また全面的に改定をしていくということなんですけれども、防災計画の中を見てみますと、特に風水害に当たるのかよくわからないですけれども、竜巻対策、最近物すごく、まだ蟹江町にはそんな大きな竜巻は来ていないわけなんですけれども、そういった文言が入ってないように見受けられるわけなんですけれども、毎年台風だとか大雨だとか、そういう被害が局地的に起きてきているものですから、こうした竜巻対策という上からも、発生時に対応できるような、そういった周知徹底ができるように、地域防災計画の中に盛り込んでいただくようなことは考えて見えないのかどうなのかお聞きしたい。

もう一つは、蟹江町の防災計画の中を見てみても余り言われてないですけれども、特に、 犬。犬よりも人間のほうが大事ではないかといえば、それはそのとおりでありますが、今回、 東日本大震災のときに、非常に多くの犬が亡くなったり、また放浪の旅に出て行ったという ようなことをお聞きしておるわけなんですけれども、実は、先日防災リーダーの研修会があ りまして、そのときに、やはり東日本大震災のときに多くのペットが避難所に行けれなくて 大変だったというNPOの方のお話を聞かせていただくことができ、研修を受けてきました。 だから、そういう意味で、蟹江町は今後そうしたペットに対してはどのように考えてみえる のかお聞きしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、全面改定の関係でございますが、こちらのほうは、現在国の内閣府のほうから発表がございましたが、愛知県に関しましては、6月以降、被害想定が発表されます。そちらのほうをもちまして、蟹江町につきましてもさまざまな被害想定だとか、全面的な改定ということで取り組んでいきたいということで考えております。地域防災計画の全面改定、また地区防災計画、それぞれの地区でいろいろな計画を立てていただくということもございますし、その中において支援者台帳の関係もございます。蟹江町のそれぞれのところでのベースをつくっていただいて、町内会長、または民生委員様、それぞれ関係各機関と連携を結んで行っていくという格好で考えております。こちらのほうは、どちらにしましても、防災計画のほうの見直しということは、県の想定後につくっていくという考えでおります。

2つ目のところでの、ペットに対して、東日本大震災で犬の関係がどうだということで、ペットに関しましては、まず、蟹江町の避難所のところへペットなどの出入りがどうかということが1つ考えられますが、できるだけペットを置くような場所、避難所の中ということは非常に難しいのですが、今小型犬を飼ってみえる方が多いですけれども、大型犬など、衛生面の関係もございますので、そういうところが、きちんと規則とかそういうものの基準というものができれば、そういうところもまた防災計画の中に、附属資料となると思いますが、盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

そうすると、先ほど言いました竜巻の対策に関しては、6月の県の防災計画を受けてから 考えるという形ですか。

〇安心安全課長 岡村智彦君

竜巻につきましても、現在いろいろ考えは、県のほうと協議して入れ込んでいけばいいのですが、どちらにしましても、それぞれ6月の愛知県の被害想定に基づきまして、全面改定というところで盛り込んでいくという考えでおります。

○9番 黒川勝好君

55ページの防犯対策についてお伺いをいたします。

防犯カメラですけれども、やっとその気になってくれたというか、今回50万円の補助ということで、3分の2以内、上限が5万円ということで、全部で何本ぐらいつけるかわからんし、また、どのぐらいの応募があるかわからないですけれども、これは、町としてはおつけになるつもりはないわけですか。民間の方というか、一般の方の補助は今回予算をつけたけれども、町としての予算はついておらんように思うんですが、どういうことでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

議員ご指摘のように、防犯カメラということでの予算計上というものはしてございません。

公共施設に今まで寄附という格好でつけていただいたんですが、そういう公共施設等につきましては、今回は産業建設部土木農政課のほうで駐輪場のところに防犯カメラを設置するというところで、やはり必要ではないかというような話はさせていただいて、産業建設部のほうで予算化をしてございます。今、補助金のお話が出てきまして、今回50万円の3分の2以内の5万円ということでありますが、こちらのほうは、今、交付要綱などを案で考えてございますので、そちらのほうで。やはり、地域の皆さんにそういうようなことを、みずから防犯対策というような格好も非常に大切でございますので。町のほうとすると、公共施設等につけていくということも考えていくということで思っておりますが、今回に関しましては、土木のほうで予算化しているというところだけでございます。

○9番 黒川勝好君

そうすると、公共施設は、新年度からは、まだつく予定がないということでよろしいんで すか。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、防犯カメラの設置をするところにつきましては、蟹江警察署のほうからもいろいろ 要望はございます。できれば補助の格好で、やはり地域全体でというような要望がございま したので補助制度ということで考えましたが、新年度予算について、公共施設のところに関 しましては、今年度、教育の学校のほうを寄附でつけさせていただきました。また、26年度 に関しましても、小学校のほうにつけたいというようなお話も警察を通して聞いております。 ほかに公共施設等でつけていくというところもあるんですが、予算化をするというふうでは なくて、もう少し職員といろいろ、そういう施設がございますので、そちらのほうから安心 安全課のほうに提案があれば、我々のほうで検討して、これからつけたいというふうに考え ております。

○9番 黒川勝好君

検討してもらわないかんですけれども、本当に受け身なんですよね、蟹江町というのは。皆さんもご承知のとおり、今の犯罪は必ず防犯カメラという話が出てくるではないですか。必ず防犯カメラに映ったあれで、いろいろと難しい問題も解決しておるという状況があるにもかかわらず、まだ受け身で、どなたかの寄附でつけさせていただいたとか、ああでもないこうでもない。やはり、積極的に公共施設、特に学校なんかいうのは、子供は今大変なときなんですよ。何かあったらえらいことですよ。それを寄附をしていただけるのを待ってつけるなんていうことを言っておっては、これは何かあったときはえらいことですもん。とりあえず、公共施設、子供たちのおる小学校にはきちんとつけていただく、また、皆さんのたくさん集まる場所には積極的に予算をとって、防犯カメラなんていうのはそんな高いものではないでしょう。そういうことを思えばすぐつけていいと思うんですが、最後に、町長お願いします。

○町長 横江淳一君

まさに黒川議員おっしゃるとおりでありまして、警察協会のほうからも要望をいただいております。ただ、一方、住民監視はいかがかということで、我々のほうにもいろいろ具申をいただいている団体さんも、実はたくさんございます。そんな中で、まずは安心・安全の学校、そして地域づくり、人が集まるところ、そこを重点的に、我々としてもしっかりと予算をつけてやってまいります。もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思います。決して消極的ということではございません。ただ、今担当が申し上げましたとおり、団体さんからの寄附も、今要望もいただいておりますので、調整をしながら、もし緊急的に要るということでしたら、また議員各位にお願いする事態になるかもわかりませんが、前向きに前に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長 山田新太郎君

その他、質疑がありますか。

○11番 奥田信宏君

11番 奥田です。

61ページの安心安全課の担当で2つほど聞いておきたいと思います。

まず1つ目、家具転倒防止費補助金で、これが新しく新設をされまして、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、対象の人数と、例えば、買うものの価格の上限とか下限とか、どの程度のことを想定してみえるのか、ちょっと30万というと、1万円だと30人分ですし、1,000円ですと300人です。ただ、1,000円で転倒防止なんていうことはないと思えるので、対象は大体どんなふうで、どのようなものを想定してみえるか。想定はちょっとお聞きはしておりますが、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、災害対策事業の94万5,000円、これは毎年、3カ年ずっと出ていますよね。例えば、どこかのところに職員を派遣という話でしたらこんな金額ではないですし、見ると、これは旅費になっているんですが、これはどういう使途なのか。これ毎年、3カ年ずっと出ていますし、使途等をお聞かせをいただきたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、家具転倒防止の関係につきましては、新規事業ということで考えておりまして、こちらは、まず対象者に関しまして、世帯は高齢者の方、町内に住所を有している65歳以上のひとり暮らしの世帯とか、満75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯。また、要介護者の3から5級とか重度障害者、また、児童扶養手当を受給している母子家庭世帯、16歳以上の児童の属する世帯は除くんですが、そのような、一人で暮らしてみえるとか、高齢者だとかという弱者の方を対象にしております。こちらは、まだ補助制度の案でございますので、そちらのほうはまた決めていきたいと思っておりますが、対象器具に関しましても、金具のところを対象としております。いろいろ、ストッパー、L字金具とか、フィルムもですし、

それぞれの対象の金具というものを対象にしております。ただ、取り付け工事費等に関しましては対象外で考えております。補助金額に対しては、対象経費の2分の1で限度額5,000円ということで考えておりますので、そちらのほうは1世帯当たり限度額が5,000円ということで考えております。家具転倒防止はそのようなことでございます。

あと災害対策のほう、各町村会だとか、いろいろなところから派遣の依頼等があった場合、前に東日本大震災等があったときに派遣をしたときに、このような職員の派遣ということで使わせていただきました。また、現在まだ仮設住宅もあって、そういう被災者のところはなかなか進んでおりません。町村会からもそのような要望もまだありますが、協議の中で、なかなか派遣をする職員がいないんですが、やはり、緊急のときにはどうしてもいろいろ派遣をしなくてはいけないということで、まず、先回のときの派遣をしたものを、毎年のように予算計上をしているというところでございます。

以上です。

○11番 奥田信宏君

派遣の旅費の件ですが、名古屋市がずっと通年で、今もやっていますよね。それで、蟹江は山元町、その辺のところへの派遣が、県からの要請があって出していたんですが、特に、土木ですとか、一般の人がどうしても欲しいということで、派遣は非常に難しいという町長さんからのお話も前にあったように聞いておりますが、今大変少ないときですので、例えば、町村会か何かでローテーションなんかを組んで派遣ができるような状況にはならないのかどうか。ちょうど3年が終わったところでありますが、やはり、まだ本当に道は何分かしか来ていないような気がしますので、その辺は、やはり蟹江町も協力できることは協力すべきではないかと思うんですが、これは後でお考えをお聞かせいただきたいと思います。

今の家具転倒、これを何人を対象にしているかと言ったのは、30万円しかないので、説明は全協のところで聞いたんですが、とりあえず一番問題だと思ったのが、金具の購入資金の補助ということになると、手間賃がまるっきり入らないわけです。それで、ひとり暮らしの75歳以上の高齢者ですとか、そういうところで、補助金申請を役場へ持ってきて、そうすると3,000円とか2,000円とか、5,000円が上限ですので、そこまでいかないかもしれないですが、それを持って帰って誰に頼むのかというのが、まず、多分一番問題だろうと思います。そうすると、例えば、どこかのボランティアでも何でもいいですが、そういう組織でもあって、買ってきたのを、これを町へ持っていってもらえるとお金がもらえるよという話なら別なんですが、多分、これは宝の持ち腐れという可能性が結構あるというような気がするので、対象人数もすごく少ないと思っていますし、いつ来るかわからないなら、例えば、ことしもし余分に出てきたら、余分につけてもいいですよというぐらいのことでPRをして、皆さんにつけてもらったほうがプラスになるかと思うんですが、そこら辺の考え方は、ことし30万、来年も30万というやり方ではなしに、例えばの話、ことし30万円を超した場合でも応じ

ますみたいな格好で、そうすると、1年前倒しで来年の予算を少なくしてもいいような気がいたしますし、ここら辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。特に、誰に頼んでつけたらいいというのは、多分一番問題だと思うので、それは、領収書を持ってきたら補助金出しますという話ではないような気がするんですが、そこら辺の考え方をお聞かせください。〇安心安全課長 岡村智彦君

まず、家具転倒防止の金具の関係ですが、先ほど、補助対象については金具のみということで、手間賃等に関してなかなかできないというご指摘でございますが、蟹江町の中で、シルバー人材センター等にお願いをすれば行っていただけるというお話は聞いてございます。ただし、それなりの金額がかかりますので、金具というと、一番簡単につけやすい金具、一体になったもの、例えばタンス等をやる場合に関しては、やはりそれだけでも5,000円というような格好になってしまうと思いますので、非常に難しいかなと。社会福祉協議会とか、そちらのほうにつきましても、一緒に協力をしていただくという話で進めたいと思っております。

大体が、近隣の市町の大治町さんでも行っておりますが、やはりわずかな数だということで、議員ご指摘のとおり、そういう手間とか、取りつけの部分というところが課題にはなるのかなと思っておりますので、早急にそのあたりのできるところ、ボランティアとか、防災減災の会もありますし、いろいろなところの団体にお願いをして進めていきたいと思っております。また、商工会にもお願いしたんですが、商工会の団体のほうはなかなか難しいということを言われましたので、もうちょっと何か協力していただきたいなというように思っております。

○町長 横江淳一君

奥田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの災害対策事業94万5,000円の件でございます。実際、発災後3年がたったわけでありますけれども、当蟹江町といたしましても、職員を3人派遣をさせていただきました。期間は短いものでありますけれども、消防職員並びに保健師、そして一般職員ということで、罹災証明を中心に作業をした職員、これは仙台市の泉区であります。あと消防のほうとしては山元町に応援で消防士を派遣をさせていただいております。これは、発災直後に行っておるわけでありますけれども、あと保健師につきましても、サポートという形でお邪魔をさせていただきました。

今現在、愛知県の町村会の話の中で、今、市のほうでは派遣奨励金という形の要綱を作成をいたしました。我が町村会、16しかございませんけれども、そこの中でも、先月の町村会の中で派遣職員に対する補助をしたらどうだということが話題になりまして、この4月1日からさかのぼって、昨年度から支給するということで、補正予算にも上げられました。上限は20万円でありますけれども、今現在、町村会で派遣を行っているところが3町ございます。

東浦町と幸田町、あと豊山町が来年度派遣をする予定であります。ただ、1年間派遣をするのか、それとも3カ月ぐらいでシェアするのか、4カ月で交代するのかという、交代の仕方はあるやに聞いております。

ほかの町村がどうなんであろうかということを、一応調査をいたしました。私どもも含めてでありますけれども、なかなか向こうのニーズにお応えするだけの職員を派遣する状況には、まだまだなっておりません。でも、そんなことをいつまでも言っていても非常に冷たい話ではないかという話もありますので、それぞれの町村で一度しっかりと調査をしながら、送れるものならシェアでも送ったらどうだという、そういう意見が今大勢を占めてきております。来月の町村会にも、多分、またこのような話が出るやに聞いておりますので、当町といたしましても、発災をいたしました地域に、我々を含めて、一度調査をかけたいというふうに思っておりますし、できれば現地に視察に行って、どういう状況で、どういう職員がどれだけ要るのかという実態を勉強してこようというふうに、今考えてございます。微々たるお金ではありますけれども、町村会も補助を出す。市のほうは、もう既にその要綱ができているという状況の中で、名古屋市のように陸前高田に常駐的に送っている地域もありますが、蟹江町といたしましても、しっかりその荷が担えるように、調査の結果、また議員各位にはご報告を申し上げたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はありますか。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

総務費の39ページでございますけれども、職員研修事業費という形で332万4,000円の予算が組んであったり、講師の謝礼等が出ておるわけでございますけれども、ここでいう職員というのは、きょうの資料として出ておりますけれども、ページ数でいうと198から201ページまで給料の明細等が書いてありますし、職員の数字が書いてあるわけでございますけれども、対象としては、ここに挙がっております人間を対象として、1人1回ぐらいの研修を受けるだとか、そういうような形になっておるのか、職員でも、上のほうの人ではなしに、新入生の人だとか、何年生の人だとか、抜粋をしながらこういう研修というのをさせているのかどうか、この辺のところが私も余り知らないものですから、どういう形で、どういう人たちを研修に送っておられるのか、そのことによって、成果として、蟹江町の職員は他の町村に比べてすばらしい、優秀だと評価ができるような実績を上げておるのかどうか。ありきたりの研修で参加をしておるのかどうなのか、ちょっとわかりませんので、その点が1つ。

あわせまして、今奥田議員からお話がありましたように、職員の派遣というのは、蟹江町だけにおると蟹江町だけのことで育ってしまうものですから、他の町村へ行って、お互いに 交流をしたり勉強をしたり、民間や何かで、国家公務員は、ところによっては、どこどこへ 行き、あっちへ行き、外国も行って、それは相当なことをおやりになっておりますが、この小さな町の職員としての仕事の仕方、勉強の仕方、派遣がいいのか研修がいいのかわかりませんけれども、他の職場、民間の人たちが本当に汗水流していろいろなところへ行って、出向で嫌がる人もおりますが、出向へ行って出されて帰って来ないとか、そんなことはないと思いますけれども、そういう他のところへ行っていいところを学ぶ、いいところを相手に教えるという交流というのは、非常に大事ではないかというふうに思えてなりません。特に、東北の大震災以降、それぞれの行政が、行って勉強してこいというような形で大勢送られておられるんですが、行って帰って来た後、どういう実績が上がっておるのかどうかわかりませんが、そんなこともあわせてどうなのかなと、そういう考え方等々で、総合的にどうでしょうかが1点。

それから、2点目でありますけれども、職員の資料等が出されております。人件費から何から、人数が書いてありますけれども、一般の職員でなしに、臨時の人たちは、データ的に大体何人ぐらいおって、どんな職務をして、その人たちの雇用状況、そして研修状況というのもあわせてどうなのかと思います。

それから、続けてでありますけれども、とりわけ、私が一番気になっておりますことは、 庁舎の受付の関係であります。案内板、案内所。案内所というのは誰かが考案したけれども、 結構いい案内板ができて、蟹江町の課や部がばーっと書かれていて、あれは誰が考えたか知らんけど、いいものをおつくりになったなと思って感心をしておるんですが、そこの受付であります。受付は、町長がなったときに、何となく蟹江町はサービス行政で、皆さんがお見えになったときに「やあこんにちは。よう来てちょうた」というぐらいの、そういう優しさ、触れ合いが大事だということで、受付に対して相当力点を入れてきとったわけです。役所は、どこへ行ってもいいところと悪いところが一目瞭然です。それから、蟹江町は結構お客が多いんです。よそへ行くと、お客と言っては失礼でございますが、余り来ないです。蟹江町は不思議なところで、大勢いる。特に、2月、3月は転入転出だとか、それから確定申告があるものですから、大勢の方が訪れる。それから、今はお年寄りが多くなって、民生部のところを見ると大勢お見えになって、いろいろなことをお尋ねをしたり、医療費のことを聞いたり、そのたびに相談に乗ったりしておるわけです。

そこへ行くまでの過程ですが、役場庁舎へ入ったときに、うろうろとしてどうしたものだろうという人を見たときに、誰がどうフォローするのか。知らん顔をしとる。横を向いとる。しゃべらんが得みたいな顔をしとる。それではいかん。受付も、本来ならば必ず1人おるのが、おらせん。おらないんですよ。だから、その点について、受付業務というのをどう考えておられるのか。受付におられるのは、どうも3人体制で、時間交代でどうのということで、受付については臨時なんですよね。正式な職員でなくて臨時の人を雇って、そこに座っておってもらってなものですから、果たしておもしろいのかなと。仕事として楽しいのかな、そ

ういう思いでおって受付におられるのとおられんのと違うんですよね。それのほうがどうも 浸透しておるのかしてないのか、何となくおらええというようなスタイルなのか。本当に理解をして、募集して入ってきたときからそういうならええが、入ってきてみると、あっちへ変わったこっちへ変わったとか、よう変わってござるもんですから、何でかなと。やはり、前に民間で入ってきて、今は住民課におみえですが、あの子はずっと何十年近く座っとったような気がするんです。町の職員ではないけれども、配置されておるんですが、あの子はよう真面目に座ってやっておみえになったような気がしますが、今は何か中途半端な、本当に、パートの人が適当に座っておりゃええがというようなふうに思えてなりません。これは勤務体系の問題と理解度の問題があるのではないかというふうに思えてなりませんが、その点について、どういう形で配置をし、どういう教育をしておるのか、研修とあわせまして、受付の問題についてどうお考えなのかをお尋ねをします。

それから、続いてでありますけれども、先ほども出ておりましたが、特に安全・安心の町という形で、これは黒川議員が代表質問のときに質問をされておりましたが、安全・安心のための空き家対策についてどうなのですか。空き家は何件ぐらいあるんですか。

それで、空き家という問題について、町長は八十何件とか。だから、空き家とは何かという定義がどこにあるのかと。安全・安心のために、空き家があることによって防犯上問題だと、倒壊をしたときに迷惑をかける、火災が発生したらどうするんだということで、しっかりと、空き家とは何ぞや、空き家をどうしたらいいのか、そういうものが。今、全国的に空き家対策の条例をおつくりになっておるわけですが、昨年10月1日の資料を見ると、こうやって見ますと蒲郡だけしかないんです。岩倉もやりたい、あそこもやりたいという話は聞いていたんですが、なかなか、愛知県というのは非常に進んでいないんです。空き家等適正管理条例というのが蒲郡市のやつです。全国的にも、資料をそろえていただいておりますけれども、結構多いです。特に、秋田だとか青森だとか、山間部と言ってはいけませんけれども、特に、へき地や何かは人がいなくなっちゃうんです。私が生まれた村もそうですけれども、本当に家があいたままで、空き家で、住みたければ、そういう田舎へ行ってただで住んでというような人もおるみたいでございます。

特に蟹江町だけではありませんが、この名古屋市の周辺は団地ができたんです。藤丸団地は昭和38年かそこら辺だと思いますが、私が住む蟹江団地は昭和40年だった。その後は、駅前団地、水明台とか南蟹江団地とできた。それから、年齢をほっていくと同時に、その人たちは現役のサラリーマンで、すごくふえたころです。成長して、定年になって、今は70代、80代になってしまって、子供さんが住んでくれるかと思ったら、子供さんが嫌だとあっちこっちよそへ行くから、いろいろ見ますと、団地では空き家がふえていることは、いろいろな面で事実です。そういうことで、空き家という定義は、やはり整理をする必要があると思います。そして、それをどうするんだ。そうしないと犯罪のもとになったり、倒壊したり、水

害のときはどうだという心配があるものですから、そういう問題について、少し空き家対策 というか、そういうものをもう少し整理をして、統一をして、それをどうしたらいいかと前 向きに検討していく時期に来ておるんではないかと思います。

町長が空き家の件数を言った。どこでどう調べた空き家なのか、定義はどこにあるのか、その辺がどうも理解ができませんので、安心安全課としてはどうなのかと。それから、特に、空き家が木造で建っておると、例えば、50坪ぐらいのところへ20坪、30坪の家が建っておると、それを壊しますと、今度は、減免というのは税務課長に教えてもらわないかんけれども、ということで、税金が上がってしまうんで、固定資産税が上がってしまうとかいうことで、放っておけば、本当に築何十年たっておると、ボッコでも税金少ないんですよ。そんな面もあったり、いろいろな面があるのかなというふうに思っておりますので、全体像から、今はどう捉えておるのか、それから、今後そういう方向へ進めるためにどういう研究をされるのか、あわせてその点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

菊地議員から何点かご質問をいただきました。その中で、職員研修に係る部分について答 弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。職員研修事業費の中で、例えば、19節負担金とあると思うんですけれども、こちらの職員研修費負担金30万とあるかと思います。これは何ぞやと申しますと、実は、海部地区市町村職員研修協議会というのがございまして、こちらのほうに、例えば、新規採用職員だとか、中堅職員だとかを対象に、年に数回、順番に年次で研修に参加していただくんですけれども、そういった費用を見込んでおります。

それと、もう一つは、市町村アカデミーと申し上げまして、千葉県幕張メッセ、あと滋賀県の大津のほうにもあるかと思うんですけれども、そちらのほうに研修所がございまして、こちらのほうにも26年度予算といたしましては4名ほどを予定をしております。やっていただく内容は、例えば、幕張メッセですと専門的な研修が多うございまして、例えば、25年度だとか24年度ですと税務課の職員、特に徴収の関係の方を派遣いたしまして、専門研修ということで受けていただいております。結果は、私どもとしては、研修成果は上がっておるというふうに理解しております。

それから、臨時職員さんのお話も出たと思われます。臨時職員につきましては、これは最新のデータではないので申しわけないんですけれども、平成25年4月現在、いわゆる常勤的勤務、私ども正職員と同じような勤務、全く一緒ではないんですけれども、一般的には4分の3以上勤務していただいている方が150名ほどおみえです。それから、それ以外の、いわゆる単発、例えば、週に1回とか2回とか、そういう非常に単発的な方たちが113名ほどおみえでございます。予算につきましては、平成26年度予算関係資料というのを議員の皆様はお持ちだと思います。こちらの7ページをごらんいただきたいです。一般会計の款別、節別

内訳表というのがついておるかと思います。臨時職員さんにお支払いするのは7節の賃金で ございますので、26年度予算総額で3億1,225万8,000円ほど計上をさせていただいておりま す。こういったものが、まず人件費でございます。

それから、あと臨時職員さんに対する研修等々はどうなんだというご質問があったと思います。これにつきましても、25年度もそうですし、24年度もそうなんですけれども、今、個人情報が非常にいろいろと問題になっていることがございますので、そういったことも捉えまして、臨時職員の方、特に庁舎内におみえの臨時職員の方については、個人情報保護に関する職員等は、特に受けていただくようにお願いしております。また、保育士さんについても、それぞれの保育所において研修をしていただいているとようにお聞きしております。

それから、3番目、菊地議員がいろいろとご心配いただいています受付の件でございます。 これについてはちょっとお話しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いした いと思います。

私の記憶の中でお話しさせていただきますので、全てを覚えておるわけではございませんのでまことに申しわけないんですけれども、かつて、お一人の方がずっと受付に座ってみえたというお話だったと思います。これは、たしか住民課の方で、あの方は正職ではないんですけれども、常時受付に座っていただくということで、それこそ10年ぐらいおみえだったんですかね。ちょっとそこまで記憶はないんですけれども、そういったことがありまして、その後、その方が定年退職されまして、また住民課の職員が常駐させていただいておったんですけれども、住民課のほうとしましても、先ほど菊地議員がおっしゃったように、非常に来客者が多いということで、そういったこともありまして、一時的に受付がなくなった時期があったと思われます。これが、恐らく平成24年の当初だったと思います。

その後、やはり皆様方からの提言もございまして、庁舎内でも検討いたしまして、24年7月ぐらいから、また受付のほうを再開させていただきました。ただ、そのときは、先ほど申し上げましたように、1人の人間でずっとおるというのはなかなか難しいということで、まず、3人の職員、3人とも臨時さんなんですけれども、職員を配置ということで、当時は、政策推進課の臨時さんがお一人と、私ども総務課の臨時さんがお一人と、それから、先ほど申し上げた住民課の臨時職員お一人ということで、3人でローテーションを組まさせていただいて、やらせていただいておりました。

ご指摘いただいたように、席に着いていなかった時期があるというのは、これは私も十分 承知しております。それは、3月の当初だったと思いますけれども、実は、3人の中で1人 の方が体調を崩された、もう1人の方は子供さんの調子が悪い等々で欠員になってしまった と。本来であれば、そこで誰か手当てをすればよろしかったんですけれども、私のほうも、 申しわけないんですけれども、総務課の職員が子供さんの関係で休んでおるというのは承知 しておったんですけれども、住民課の臨時職員さんが欠席しておるということを把握してお りませんで、後からお聞きしたところ、実は1週間ほど休んでみえたということで、結果と して、受付のほうが空席になっていたということは、後で知ったところでございます。

そういったこともございまして、あと担当課長さん方もそれぞれかわられたということで、 先日住民課長さん、それから政策推進課長さんと私で、1回お話し合いということで、今後、 先ほど申し上げましたように3人の臨時職員さんで引き続きお願いするんですけれども、例 えば、そういった本人さんの病気等々で欠席されるような場合においては、基本的には、そ の方の所属する課のほうで手当てをしていただきたいということでお話しをさせていただき ました。とりあえず、今のところはその3人さんでそれぞれにローテでさせていただいてお るんですけれども、もう少し様子を見させていただきまして、とても受付としてうまく回ら ないような状況であれば、その辺は、今すぐにではないんですけれども、常勤というか、ず っと座っていただく方も必要なのかなということも考えております。ただ、そういった場合 には、もちろん予算の関係もございますので、そういった判断になった場合は、6月、また は9月ぐらいに補正をさせていただくこともあるかと思いますので、よろしくお願いしたい と思います。

以上でございます。

○安心安全課長 岡村智彦君

空き家対策の関係のご質問ですが、空き家対策、先回、所信表明で町長が71件とお応えしておりますが、何件かということでございます。こちらのほうにつきましては、愛知県が5年に一度の調査を行います。こちらは平成20年の記録になりますが、空き家が愛知県全体では34万3,600戸、蟹江町につきましては1,740戸でございます。先回の71件というものにつきましては、まず、蟹江町火災予防条例第24条第2項ということで、侵入防止とか、着火物となりやすい可燃性の物品を周囲に放置していないとか、ガス・電気の遮断だとか、危険物の除去という、管理で指導ができる範囲がございますので、そういうところにつきまして管理がきちっとできていない、そういうところの件数を調査をして、消防のほうからそういう報告をいただいておる件数でございます。

では、空き家とは何ぞやと、定義はどうだというようなご質問でございましたが、空き家につきましては、町内でそういう建物、工作物等がございますが、管理不全なもの、管理をしていないもの、老朽化が著しいとか、倒壊のおそれがある、自然災害によって飛散するようなおそれがあるとか、先ほどの火災予防の危険な場所になるということとか、当然、災害が起きたときの交通の障害になるとか、また、青少年の非行防止に好ましくないというようなもの、廃棄物の不法投棄の場所にもなるとか、さまざまな条件がありますが、管理が不全な状態である、そういうようなものの建物、その他の工作物というような格好で理解をしております。そういうところの空き家について、先ほど申し上げましたが、愛知県の中では蒲郡市の条例1件だけになっております。全国的にはかなりあるんですが、そちらのほうは、

当然前向きに考えていかなければならないというふうに考えております。

○10番 菊地 久君

これ以上はあれでございますが、まず、受付の件で、政治姿勢の問題でございまして、町の顔といって見るのか、必要ないと思うのか、問題はそこなんですよ。町として、受付として必要だというならば、必要らしい姿形をしないと、おるのかおらんのかわからんのにおるがやでは、要らんがやちゅう話になっていっちゃう。だから、看板として、入ってきた人にこんにちは、本当に役所へ入って気持ちよく、特に確定申告でお見えになる人は、税金を出してくれて、幾らか出るか出んかは別として、来てくれるお客様ですわ。税金ちょうだいって。そういう人だとか、それから、とくにお年寄りや何か、よたよた言うたら失礼でございますが、本当に見とるとわかるんだ。こうやってみえる。そういうときに誰が手を添えてあげるのと。やはり、優しく言葉をかけて、「これはこの課でしょうね」とかいうように言ってもらうと、それは1日にあるかどうかわかりませんよ。でも、そういう優しさとか気持ちが伝わるというのが大事です。別に受付でなくてもいいんですよ。職員みんながやるなら、誰かがやればいいの。「こんにちは」と一言言葉をかけるだとか、そういう体制をつくるか、専従を置くか、その辺を。

確かによその町村へ行ってもおるけどね、静かだ。失礼だが、お客がおらせん。蟹江は何でこんなに多いのと思うぐらい、人がよくお見えになるね。だから、そういう意味ではいい町なんだわ。だったら、その人たち一人一人をと思ったものですから、受付の問題について、中途半端でおるならばやめるかと。それとも、看板娘ではないですけれども、看板としておってもらって、親切丁寧に対応してくれるような。何でもいいで、パートでもいいで1人おりゃいいがやちゅうだったら、かえって、もうやめがほうがええ。おりゃにゃおらんで、職員みんなが受付の気持ちになってやると。おらんときには、たとえ今でも、休んでおったら、例えば住民課長が受付にいたって別にどうってことないでね。総務部長だっていいがやと。町長が座っておったら話が長いでおかしくなっちゃうで、どこかへ飛んで行っちゃいかんで、町長はちょっといかんけど、そういうような、一度見直しなり、一遍考えることが大事かなと思ったで、それは宿題で考えていただきたい。

それから、安全・安心の問題についても、空き家対策についても、ぜひ検討会を始めるだとか、勉強会をやるだとか、そんなような前向きにご検討をいただければ非常にいいのではないかと思いますので。

質問とちょっと意見まで言って申しわけございませんが、私はこれで質問は終わります。 〇副議長 山田新太郎君

ここで暫時休憩します。再開は午前10時50分からといたします。

(午前10時32分)

○副議長 山田新太郎君

(午前10時50分)

○副議長 山田新太郎君

総務費に関して、ほかに質疑はございませんか。

○14番 大原龍彦君

14番 大原です。

59ページの説明の13番です。緊急避難所についてありますが、防災マップでは緊急避難所は7カ所ということで書いてありますが、この間代表質問で、町長は緊急避難所は9カ所あるということで言われたが、あと2カ所はどこですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

緊急避難所9カ所というのは、避難ビルの関係だと思います。9カ所ということで、新たに行った部分ですが、最近だとヨシヅヤさんのところも新たに加わったし……

(「後からでいいです」の声あり)

後で。申しわけございません。

○14番 大原龍彦君

ョシヅヤさんは間違いなく緊急避難所になったですね。それで、前回私も藤丸の方から聞いておりますけれども、これは町からお願いしたわけですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

町のほうからお願いをいたしました。前の旧ヨシヅヤさんのところにも物資の支援協定とか結んでおりますので、当然、新しいところに関しては、大規模店舗の協議の中で、もうその段階のところからお願いをしておりました。

○14番 大原龍彦君

ョシヅヤさんは、本当にあの地域では3階建て、4階建ての建物はないし、藤丸町内会、また桜1丁目、2丁目ですか、それから、柳瀬、須成の東側です。今本当に避難するには大事なところでありますので、できれば、藤丸の一部とか柳瀬、そういうところに案内板はできないものか、ひとつお願いします。

○安心安全課長 岡村智彦君

案内板といいますと、今現在、緊急避難所につきましては「緊急避難ビル」と、こういうシールがございます。こちらのほうを建物に張ってございますので、こちらのほうは避難ビルということで指定がしてございますが、全体的な案内板というところになりますと、設置をするというところは検討はしていきたいと思いますが、現在、避難マップ、防災マップというものを全戸配布しておりますが、こちらの中に関しましても、緊急避難所一覧ということで、こちらは7カ所だけしかついておりませんが、こちらに記載してございますが、また、それぞれ6月以降、全面改定に伴いまして、こういう避難所のところの見直しも図らなけれ

ばいけないということになりますと、ホームページ、または全戸配布等を検討していかなければいけませんので、住民の皆さんの方にお示しできるよう考えていきたいと思っております。

- ○副議長 山田新太郎君 ほかに。
- ○8番 中村英子君8番 中村です。

今、菊地議員のほうから職員の研修ということでお話が出ましたので、私はこれについて一般質問が適当かなと思っておりましたので、きょうは質問するつもりはなかったですけれども、たまたまそういうご意見がありましたので関連してお聞きをしたいと思いますが、職員の研修につきまして、今、江上課長より答弁ありましたように、さまざまな分野でさまざまな研修を受けていると思うんですけれども、その中で、滞納者に対する滞納対策に対する研修というのは非常に多く含まれているんではないかと思うんです。

これは歴代の課長が徴収に関することで受けていると思うんですけれども、そこで、ちょっと具体的になりますが、滞納者に対する受け答え、対策で、どんな研修を受けているかということなんです。たまたま私のところに、滞納者が窓口に行ったときの職員の対応のひどさということの声を伺っているわけですが、昨年でしたか、私が夕食を食べておりましたら、1人の高齢の女性が飛び込んできまして、自分も思わず滞納していたけれども、担当職員の対応はひど過ぎるという話です。おどしたりすかしたり、彼女が言う言葉ですよ、やくざの取り立てよりひどいのが役場の職員だということを、その女の人が私に言ったんです。それで、私は夕食の途中だったんですけれども、入ってきて、とうとうと一部始終をお話しをされたんです。それからまた、この間風邪を引いて議会を休んで寝ておりましたら、お電話がありました。その方も、1,300円という滞納が23年度の固定資産税の4期に1回あったと。そのことで銀行の差し押さえまでされる事態に至ったと。なぜこのような仕打ちを受けるのかということで、窓口の対応が余りにもひどいと。

私がお聞きしたいのは、そういった研修を受けている中で、滞納者の扱いについて、おどしたりすかしたり、ひどい言葉で頭ごなしに言えと、そういうような研修を受けているのか、そういう指導のもとに、当然とそういうことが滞納者に対して行われているんだろうか。人を人とも思わない態度だと、怒りがそういう人たちから聞こえているわけですけれども、その辺の、滞納者に対するノウハウなり研修なりということで、そういう指導を受けてきているのかどうかということをお伺いしたい。

○総務部次長兼税務課長 服部康彦君

私のほうから滞納の関係で、滞納者に対する対応ということでお答えをさせていただきます。

職員のほうにつきましては、当然、滞納者との接遇に研修は受けてきております。その中で、今議員のおっしゃったおどしというようなことは決してございません。ただ、言葉はきついと思います。それは、今まで納税をされていなかったということがあります。大変申しわけないです。先ほど言われた1,300円という方は、多分、最終的に私のところに電話があった方だと思います。本人が差し押さえをしてくれと言われましたので、では押さえなさいということは、私のほうから言いました。これは私も同じ対応をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

○8番 中村英子君

これが、してくれという話があったという話なんですけれども、結局、窓口の対応がひどいものだから、売り言葉に買い言葉になっちゃっているわけ。「そんならやればいいじゃん」「そんなこと言うならこうすりゃいいじゃん」と言って、納税者のほうと職員と、売り言葉に買い言葉になっているわけ。居直られちゃっているわけ。そういう人間関係になったから、最終的に「じゃ、やります」という話になってくるんですよ。

だから、皆さんが収納率アップのために非常に苦労しているということはわかりますけれども、しかし、人というのはそれぞれ事情があるわけで、まず、1回事情を受け付けて、それから、そういう事情はあったかもしれないけれどもこうしてほしいということを言うならいいけど、窓口に来た途端に頭ごなしに、それはあなた悪者みたいな扱いということでは、とても印象的によくないんではないかと。私は、研修でそういうふうにしなさいというようなことがノウハウの一つかなと思ったからお聞きしとるんですけれども、もし、そういうような人間関係の中でしか処理できないとしたら、もうちょっと滞納に対するノウハウ、やり方ということについての、何ていうのかな、研究というか、そういうことが少し足りないんではないかなというふうに思うんです。

それで、両方の言うことを聞いてみなきゃわからんという話がありましたけれども、これはほとんど事実だと思うんです。というのは、私は担当職員にも言いましたので。そうしたら、このやり方で間違ってないというふうに担当職員は言いましたから、恐らくそのことのやりとりは、事実あると思うんです。こういう、今課長が「やりました」と言いました。でも、その前にも売り言葉に買い言葉になっとるわけ。両方感情的に。だから、「やってちょうだい」「ほんならやりますわ」と、こういう関係になっている。1,300円でですよ。そうしたらもう少し、皆さんも頭ごなしにそういうことではなくて、いかにしたらこの人から受け取れるかというようなノウハウで物事をやってもらったほうがいいんではないでしょうか。私のうちに駆け込んできた人も言いました。本当にこの方は今の生活が生活レベル以下なんですけれども、それでは、その中でも「月に5,000円払います」と言ったら「5,000円ばっか払ってもらったって何年かかるんだ」と言われましたので、全然払ってない状態になってしまった。だから、窓口対応は皆さんこれでよしとしとるのか、もう少し知恵がないのか、

その辺を考えてもらいたいと思うんです。たまたま、私は、伊藤貢さんがよく散歩をしておるもので会ったんです。あの人はよう歩いておるんです。伊藤貢さんに会いましたので「ちょっと伊藤さん、あなたも税収で徴税のほうにおりましたけれども、今私はこういうふうなことを聞いているんです。どう思うか」と言ったら、取ることは取らなければいけないけれども、自分たちはフォローをしておったと。別にフォローの部分もあったよと。言いっ放しではないというようなことだったんです。

だから、やはり、相手はさまざまな事情で滞納しておったかもしれないけれども、1回窓口に見えて、これから何とか解決しましょうという人に、頭ごなしに言って、売り言葉に買い言葉で、もう払いませんというような状況になること自体は問題だと思うんです。それでいいというならいいですよ。蟹江町というのはそういうやり方だと、何言っとるんだと、払わんやつが悪いんだから、それだけそういうやり方だというんだったら、役場はそういうところですというふうに言っておきますけれども、もうちょっとその辺のところは配慮というか、一旦は相手の事情を聞いてから、こうしましょうというふうにしていくようなことはないんでしょうか。

○総務部次長兼税務課長 服部康彦君

中村議員には大変ご迷惑をおかけしております。申しわけないんですけれども、はっきり申し上げますと、そういった方につきましては、既に一度私どものほうで相談をさせていただいて、分納額を決めさせていただいて、その分納が滞っている状態になった状態での最終的な話し合いの中でのそういう形だと思います。今フォローとおっしゃいましたが、実は、再三の催告もしております。督促も出ております。それが、年数が経過して、なかなか納めていただけない。

はっきり申し上げて、1,300円の方については、私どものほうから1,300円について差し押さえするつもりももともとありませんでした。逆に、私どものほうからお電話をさせていただきました。その中で、当初は多分納付書を送ってくださいという話だったと思います。私どもから送る準備をしていたら、今度は私のところに電話がかかってきました。「押さえられるものなら押さえてみなさい」ということで、ばちんと向こうに切られた方だとはっきり申し上げます。だったら、うちのほうとしては、お支払いされる意思がないとしかとれないものですから、やらせていただいたのが現状です。

私どもとしては、職員のほうには、当然、初めてお見えになって、滞納される方については、いろいろな状況、家庭の状況もありますので、ご相談をさせていただいて、分納のお話もさせていただいております。本人さん納得のもとに金額を決めさせていただいて、何とか滞納をなくそうという努力をしとる中で、その滞納を滞るような形で、約束が守られていない状況で何回も繰り返す、電話をしても電話もかかってこないような状況になれば、私どもとしては、最終的な手段として差し押さえということもありますし、言葉もかなりきつくな

って、この状態では現在の滞納額はなくならないというお話をさせていただくことになります。

議員のおっしゃったように、売り言葉に買い言葉というのはお互いにあろうかと思います。ですが、私ども職員は、物は冷静にしゃべれよということは私は言っていますけれども、そのときの状況を私が直接見ていないところもありますので、申しわけありませんけれども、一応そういった対応はしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○8番 中村英子君

今の答弁でわかりました。では、これでいいんだということですね。私はそういうことが目に余って、その人たちも、最終的には駆け込んで来たり、そういうことを言ってくるというのは、本当に怒り心頭で言ってきていると思うんです。自分が悪かったということもあるかもしれないけれども、でも、余りにも役場のやり方も悪いというようなことも言ってみえますので。だから、それだけの怒りを持って言ってくるということは、対応についてもそれなりの不満や不服があると思うんです。だからそういう印象になってくるんですけれども、今の答弁ですと、もうその人たちは最終だからこれでいいんだと、そういう印象を持たれているし、持たれたってしようがないと、これでいいんだということの答弁でいいということですね。

○町長 横江淳一君

最終的に私のほうからご答弁を差し上げたいと思います。

滞納対策特別委員会、それから滞納対策非常事態宣言、これは本当に、議員各位にご指摘をいただき、大変申しわけなく思いました。我々といたしましては、しっかりと納税義務者の皆様方の権利、地位を確保しながら、お電話を差し上げているつもりでございます。

極端なお話を今中村議員がされましたが、決してそういう対応はしておりません。ただ、実を言いますと、この方も私のところへ再三再四電話をかけていただいておる方でありますので、私としては、内容はしっかり把握をさせていただきました。交信記録もしっかり見させていただきました。どうして滞納の1,300円が起きたんだということからきちっとお話しをさせていただいたにもかかわらず、大変残念な結果だったということを我々は聞いております。ただ一方的な職員の話だけではなく、本来は納税者の皆さん方の話を聞くのが本位ではあるとは思いますが、聞いた事情からすると、私が話しをして、町長室まで来ていただく、そういう町民の方ではないなと判断をさせていただきましたので、電話の対応は遠慮をさせていただきました。

ただ、これだけではなくて、年間に数十件、現実に我々の方へ電話をかけていただいております。中には、町長室へ直接大声を上げてどなり散らしてみえる方もたくさんございます。 対応の悪さもあったかもわかりません。そういうことについては、その都度職員にはきちっ と話をさせていただいておりますし、今後も滞納対策につきましてはしっかりと対応してい きたいというふうに思っておりますので、中村議員におかれましても、決してそうでいいと 言っているわけではなくて、その方法が一番最良であるという方向を、今我々としては示さ せていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

○4番 安藤洋一君

4番 安藤でございます。

59ページの防災対策整備事業の中に、まだ防災ラジオという項目がありません。補助事業になるのか、貸与とか、そういうのになるのかわかりませんけれども、その辺は今後どのような対応をしていかれるおつもりでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

防災ラジオのほうの購入をしてお渡しをしたいということで、予算化がしてございます。 こちらのほうも、高齢者、また弱者の方、そちらのほうを対象ということで、自家発電装置 のついた防災ラジオということを考えております。今、エフエムななみというものが、蟹江 町、海部地域全体に発信しておりますので、いざというときには、ラジオが一番そういう情 報が入ってくるということでございますので、そちらのほうを、ひとり暮らしだとか、また 老人、そういうような対応のほうで検討してございます。

以上です。

○4番 安藤洋一君

検討されておるということですので、今おっしゃられたエフエムななみが、せっかく放送が始まっていますので、いろいろな、多方面からの情報取得手段という意味においても、絶対にこれは必要だと思います。特に、高齢者、独居の方に対しては必要だと思います。去年の台風のときでも、せっかくの同報無線が、風の音、雨の音でほとんど聞き取れなかったとか、いろいろなことを実際に聞いておりますので、早いところこういうのも実現していただくといいかと思います。特に、緊急信号を自動的に受信できる防災ラジオ、これをぜひとも早急に対策をお願いいたします。

以上です。

○安心安全課長 岡村智彦君

ありがとうございます。今、緊急的な自動のラジオということを議員のほうがおっしゃられまして、こちらのほうは、海部地域全体のところで当然考えております。発信すると、エフエムななみでございますので、エフエムななみ自体も県の防災情報とか、そういうJ-ALERTの関係の連動ができるというようなことを今検討してございます。今の段階では、

まだそのようなところにはなっておりませんが、そちらに向けて、J-ALERTのものが 自動的に発報ができるというようなシステムを今検討してございますので、なるべくそちら のほうに向けて、海部地域全体で考えて行っていきたいというふうに思っております。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

○2番 水野智見君

2番 水野です。よろしくお願いします。

43ページの住基ネットワークの関係の事業ですが、住基カード等が利用できるようになってから、当時はプライバシーの問題とかあってなかなか発行される方が少なかったようですが、最近は、本人確認等が要るということで、免許証等を持ってみえない高齢者の方なんかが免許証のかわりに住基カードをつくってみえる方がふえているということはお聞きしたことがあるんですが、住基カードは、蟹江町としてはどれくらい発行されてみえるのかということと、あと、住基カードを利用した今後の行政サービス等は何か考えてみえるかも含めてお願いします。

○住民課長 伊藤 満君

住基カードにつきましては、年間150件ぐらいの皆さんがつくられております。あと、今後どのようにということは今のところまだありませんけれども、もうちょっと住基カード自体のPRのほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 水野智見君

それと、今現在、住基カードをつくってみえる方は、蟹江町では全部でどれだけありますか。

○住民課長 伊藤 満君

申しわけありません。今ここに資料がございませんので、早速後から持っていきますので、 よろしくお願いいたします。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

○安心安全課長 岡村智彦君

先ほどの大原議員からのご質問で少し答弁漏れがございました。緊急避難ビルの関係ですが、ヨシヅヤJR蟹江駅前店ということを言いましたが、あと1件、ロイヤルステージ蟹江というところがございます。こちらのほうも駅前のところで、新たに協定を結んでということで、全部で9カ所ございます。また、町内会、民間業者、そちらのほうも4カ所ございますが、議員の皆様、いろいろとそういうような民間業者のところの避難ビルの関係も、できましたらご尽力をしていただけると大変助かると思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長 山田新太郎君

それでは、続いて3款民生費、74ページから101ページまでの質疑をお受けいたします。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は93ページ、保育所運営費であります。その中の、特に子育て支援センターのことをお聞きしたいと思います。

本町でも、27年度の新子育ての取り組みに向けて、今年度計画をやられるわけなんですけれども、先ほどお話がありましたように、子育て支援センターが2カ所あるわけなんですが、子育て支援センターというのが、情報の発信基地ということで、今までも、次長のほうにも課長のほうにもお話をさせていただいたわけなんですけれども、特に、子育てに不安を持つお方というのは結構みえるし、また最近は、父子家庭、お父さんだけの家庭も今後ふえてくるんではないかなと、このように思うわけです。

以前に、京都の子育で支援センターに行かせていただいたときに、非常に相談体制が整っているなということを実感して帰って来たわけなんですけれども、今度新たに蟹江保育所の隣の用地を購入されて、子育で支援センターを整備されていくと思うわけなんですけれども、そういう意味では、情報発信の基地ということで、こうした子育での支援ということで、子育で応援メールを、この支援センターより各子育でしてみえる方に送っていただきたいなと。考え方としては防災メールみたいなような形になるかもわからないですけれども、絶えず情報が発信できるような基地にしていただきたいなと、このように思うわけなんです。そして、特に、今全国でもいろいろな地域で子育で支援センターがメールの発信をしているわけなんです。その中にも、特に予防接種のお知らせだとか、こんにちは赤ちゃんメールの配信事業だとか、いろいろな配信事業をその中でやっているわけなんです。だから、子育てに対する情報がいつでも聞けると、つかめると、こういうような子育で支援センターを今後考えていく考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

今後の子育て支援センターのあり方でございますが、蟹江町の場合、子育て支援センターがあるということをまだPR不足でもありますが、なかなか活用されていない方が多い現状でございますので、まずは、子育て支援センターの周知を、十分に住民の方に知らしめて、より多くの方に、まずは子育て支援センターにおいでいただいて、ますます子育て支援センターの活用をやっていきたいと考えております。その後、周辺市町村の情報等も入れながら、こういったメール等も考えていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

今後考えていきたいということなんですけれども、特に、今後少子・高齢化で人口減少と言われているように、特に、町長のほうからも子育て施策は大事なんだと、人口減少に対してしっかりやっていきたいというお話も聞いているわけなんですけれども、町長もいろいろなところに出かけられまして、子育てに関して相談を受けたり、またお話しをされて、そういう機会をつくってみえると思うわけなんですけれども、今後、やはり、こうした情報発信基地になるような子育で支援センターというのは重要ではないかと。よそのほうから蟹江町に見えて、子育で支援センターはこういうのをやっていますと、保育事業はこういうのをやっていますよ、また、赤ちゃんのこういった事業もやっていると、いろいろな情報がこの子育で支援センターから発信できるような取り組みを、今後考えていただきたいと思うわけなんです。

今、防災に関しては防災メールということで、私もつないでいるわけなんで、非常に役に立っていますし、こうしたメールの配信ができるように、しっかり取り組んでいっていただきたいと思いますので、町長のほうから、今後の子育て支援センターのあり方についてお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

松本議員のほうから質問をいただきました。

子育て支援センターのあり方は、担当者が申し上げましたとおりであります。ただ、まだまだ問知徹底が足りないというのは実感をさせていただいたのは事実であり、大変申しわけなく思っております。

ご存じのごとく、子ども・子育て支援システムの導入に向って、今、委員会を立ち上げさせていただきました。地域の子育て支援真っ最中のお母さん方並びに保護者の皆様方にアンケートをお配りをし、その集計を26年度にしっかりさせていただき、それぞれのニーズに合った情報発信が肝要かなというふうに、今考えております。委託料として740万円ほどの上程をさせていただいておりますが、蟹江町は蟹江町なりのきちっとしたシステムをこれからつくっていく必要は、一番急務であるというふうに考えております。

また、支援センターも2カ所ありますけれども、まだまだ中身が充実しておりませんし、ファミリーサポートにいたしましても、これは需要と供給のバランスであります。それと、やはり、プライバシーのことが十分入りますので、そこのところもやはりしっかり、セキュリティーも考えたシステムを考えていかなければいけないと、こんなことを思っておりますし、もう一つ言うと、予防接種、それからこんにちは赤ちゃん云々になりますと、今度は課・部を超えて、民生部の保健師と保育士とのつながりも持っていかなければいけないものですから、そこのところも保健センターとしっかり話をさせていただきながら、情報の発信に努めてまいりたいというふうに考えております。26年度のアンケートに基づき、しっかりと皆さんで議論を重ねていき、27年度に政策をしっかり立ち上げていきたいというふうに考

えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○1番 松本正美君

松本です。

今、町長のほうから答弁いただきましたけれども、本当に子育て支援センターの情報発信 基地としての機能をしっかり取り組んでいただきたいと思います。それと、やはり、相談体 制もしっかりできるような、そういう子育て支援センターにしていただきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。

要望です。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

81ページのカリヨン福祉会の補助金関係に絡みまして、質問させていただきます。

地域密着型ということで、カリョンの新千秋ができております。 2年ぐらいたったかと思いますけれども、そこで、カリョンの新千秋の地域密着型施設の中身の運営状況について、どの程度町がこれに関与できるのかどうかということなんですが、補助金といたしましては、最初に設立するときに県のほうから出ておりまして、町からは直接の補助金はなかったかと思いますが、これを管理監督するところは一体どこなんだろう。蟹江町はこの運営に対して何か物が言えるのかどうかということをお伺いしたいと思うんです。

といいますのも、当然このカリョンの地域密着型の新千秋でも法律にのっとった専門職が 張りついていると思いますし、また、その定員が満たされているのかどうか、あるいはロー テーションがちゃんとしているのかどうか、それによって入所者に何らかの影響が出ている のかどうかとかいうようなことについて、町が関与できるのかどうかということを、まずお 伺いしたいと思います。

○高齢介護課長 能島頼子君

地域密着型の施設につきましては市町村が管理するものになっておりますので、蟹江町としては、カリヨン新千秋のグループホームと特養、それから宝会のグループホームシャルル、その3つが蟹江町が管理監督する施設として位置づけられております。本来ですと、その施設については町がいろいろと管理監督をする立場にありますので、監査を行ったりといったところも出てくるわけですけれども、現在のところ、申しわけないですけれども、監査というものはまだやっておりません。ただ、施設については高齢介護課が所管になりますので、それぞれの施設について、監査まではいかないですけれども、どんなような状況で運営されているのかといったところは、1年に1回以上は確認に行っております。

以上です。

○8番 中村英子君

今の答弁で、町が管理監督する立場にあると。そしてまた、年に1回状況の把握に行って

いると。中身的なことはよくわからないんですけれども、今、私はカリヨン新千秋の29床の地域密着型に限ってお伺いするんですけれども、例えば、いろいろな専門職があって、今一々一つずつ言わないわけですが、そうすると、この専門職は、本部の特養と兼ねてもいいというものも結構あります。ですから、29床のところに張りついている職員と兼ねてもいいというのがありますので、本当にそこに十分に物事が行き渡っているのかどうかというような視点は、どういうふうに見ていけば健全な運営がされているのかどうかということなんですが、例えば、看護師だとか、それから介護の人たちの離職率というものはどうなんだろうか。よそに比べて格段に高いのかどうか。そしてまた、離職の内容というものがどういうものであるのか、その辺についても町は聞き取りをしたりするのかしないのか。現状の職員体制についてどういうような認識でいらっしゃるんでしょうか。

○高齢介護課長 能島頼子君

カリョンの29床の特養の部分だけでどうなのかというご質問だと思うんですけれども、今、全部きちんと記憶にないんですけれども、特養とグループホームと、シャルルのほうのグループホームと、それぞれ全部、実際に行ったときの感触として、職員の配置体制とか、それから、離職率まで確認をしていないんですけれども、国の定める基準とかといったところについては、きちんと満たしているというふうに理解をしています。

以上です。

○8番 中村英子君

もちろん、定められた基準というものはクリアしていると思うんです。この定められた基準をクリアしないと営業できないわけですから、これはクリアしていると思うんですけれども、実際にそこの中身の問題について、今、私のほうに寄せられている声というのがありまして、中身的に福祉施設としてどうなんだろうということを、職員のほうからちょっとお伺いしているわけです。

そこで、離職率とか、そういうことにつきましても調査をしていただきたいと思うんです。 これは、全国的な平均だとか、いろいろなデータは出ているんですけれども、それは施設に よって、また個人の事情もあるかもしれませんので、何ともデータだけからは読み取れない 部分もありますけれども、中身的に果たして、健全な状態にあるとは思いますけれども、問 題もしかしたらあるのかもしれないというところがありますので、離職率を初め、それか ら、常に人員として足りているのかどうかというような側面から調査をしてほしいと思いま すので、きょうは調査をお願いするということにしておきますけれども、どうでしょうか。

○高齢介護課長 能島頼子君

地域密着型につきましては、カリョンだけではなく、町の管理監督責任というところから も、順番に監査なりをきちんとして、内容の把握に努めて、もし不備なところがあれば指導 をさせていただきたいと思います。 以上です。

○副議長 山田新太郎君 ほかに質疑はございませんか。

○11番 奥田信宏君

11番 奥田です。

ちょっと教えていただきたいんですが、いわゆる消費税のアップに対しての臨時給付金が2つ3つ出てまいります。まだ予算が通っていませんが、予算が通りましたら、多分国のほうの予算がですが、細かい内容の給付のシステムなんかが出てくると思っているのですが、これは、蟹江町は直接支出をするわけでなしに、国費で全部やることになると思うんですが、人がどれぐらい要るのかどうかとか、それから、給付をする期間がどのくらい、後ろでどの辺まで給付が、例えば、26年度いっぱいになるのか、それとも26年12月までは給付受け付けをするだとか、そういうのとか、内容がある程度わかればお聞きをしたい。

それから、所得制限はいろいろなものがあると思いますが、細かいところを、できたらざっとでいいですが、わかるようにお教えをいただきたいと思います。臨時給付金が、子育て世帯の臨時給付金もあります、給付金の種類も1つでなしに、例えば、1件に1万円とかいう給付だったら非常にわかりやすいし、あるいは、子供1人について5,000円とか1万円、そういう給付だったらわかりやすいんですが、所得制限があったり、いろいろなことがあるというふうにお聞きはしておりますので、ざっとわかるようにご説明をいただけたらありがたいと思います。

それと、これに対して、今の町の職員の体制で把握ができるかどうかも聞いておきたいと思います。職員の数が足らないということになって、例えば、よその市町村に比べて給付がおくれるということになりますと、またこれもクレームの対象になると思いますんで、一応そこら辺をお聞きをしておきたいと思います。

○住民課長 伊藤 満君

それでは、まず、私のほうから臨時福祉給付金についてご説明させていただきたいと思います。

まず、臨時福祉給付金とは、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられます。所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給する予定でございます。

支給の対象者でございますが、平成26年度分の市町村民税均等割が課税されていない方が対象になります。ただし、平成26年度分の市町村民税均等割の課税されている方の扶養親族や生活保護の被保護者となっている方などは対象外になります。支給額についてでございますが、対象者1人につき1万円が支給されます。支給対象者の中で、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金等を受給している方や児童扶養手当及び特別障害者手当を受給され

ている方については、対象者1人につき支給額5,000円が加算されます。複数の手当を受給 していても、加算額は1人につき5,000円が上限でございます。

手続についてでございますが、申請は、基準日平成26年1月1日において住民登録がされている市町村となります。申請手続については、蟹江町としては、現在まだ準備中でございます。予定といたしましては、8月から申請を3カ月間、この3カ月間というのは国のほうの基準でございまして、申請期間は大体3カ月間ということで予定してございます。

支払いについてでございますが、10月ぐらいから6カ月ぐらいの予定を考えてございます。 具体的な支払い方法等については、決まり次第、広報、ホームページなり、あと全戸配布の チラシ等で、速やかに住民の皆様にはお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○11番 奥田信宏君

ざっとお聞きをいたしましたが、まず、把握の仕方、結局これは申請になっていますよね。 申請をした人が初めてもらえる話ですので、申請をしなかった人は、多分そのままもらえな くなりますよね。それから、対象が、一体全体ここでどのくらいの人数を見てみえて、それ で、漏れているか漏れていないかというのは、町はやるのかやらないのか。これをやるとい うことになると、物すごく膨大なあれがかかると思うんですけれども、やるかやらないか。

それから、今課長がおっしゃってみえたホームページを見てくださいと。例えば、高齢者、あるいは所得の低いというと言い方は変ですが、そういう方がホームページなんかを見られることがあるのかどうかと、そういう問題もありますし、そうすると、要するに、知らせる方法が物すごく大事になりますし、それから、同一世帯でもらえないとか、そういう話になりますと、所得がある場合もらえないとか、細かいのをどういうふうに周知徹底するかもすごく難しいですし、今現在だけでいいですが、大体どのくらいの人数を予定されているのか、世帯数なり、ある程度大ざっぱでも、わかればお教えいただきたい。

それと、これだけのことを順番に全部調べなあかんわけになります。そうすると、要するに、今の人数で住民課の体制でやれるかどうかというのも、どのくらいの件数が出るか、もしやれなければ、これは理事者側の町長や副町長が、ある程度今の時期から対応を考えていかないと、一遍の時期に、例えば、6月になって皆さんが来て、わざわざ役場へ申請書を持ってきたらおたくはだめだよと言われたら、お車代を持って帰ってもらいますというわけにいかないので、お帰りくださいという話になるでしょうから、この対象者に対するPRや周知徹底がすごく難しいと思うんですが、これについてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○住民課長 伊藤 満君

その辺は本当に難しいところだと思いますが、まず、給付の対象者でございますが、給付対象者は、1万円の方については5,000人、加算分については2,500人を見込んでございます。

これは、1月1日現在の人口が蟹江町は3万7,585人、あと、出した計算的には、前年度分の納税者数等々について国のほうから来た数字で割り出した数字でございます。

あと、全戸の皆さんにお知らせするということでございますが、広報等、あと全戸に対してのチラシを数回配布したいというのが今の予定でございます。

あと人数的にでございますが、これは本当に民生部一丸になってやらないとできないかと 思っております。今この体制で、住民課でやりますと、相談係は1名しかございませんので、 それではとてもじゃないが足りませんので、一応臨時職員等を雇う計画もしてございます。 以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

いろいろとご心配かけております。今回、国の政策の中で、臨時福祉給付金、それと子育 て世帯臨時特例給付金、この2つが国の制度であります。もう一つが県の子育て支援減税手 当、この3つが、大きな、今回の柱のわけでございまして、対象者等につきましては、先ほ ど住民課長が申しましたとおりであります。

今後の体制といたしましては、当然これは住民課が中心になるわけでありますが、民生部全体を含めて、それとあと税務課、さまざまなセクションの中からプロジェクトをつくりまして、この体制をとっていきたいと思っています。県からも国からも、まだ詳細は来ておりませんので、その詳細が来次第、きちんとした町の体制をとりつつ、対象者の絞り込みだとか、それから申請の方法、調査の方法、そして周知する方法も含めて、一丸の体制でやっていきたいと思っています。また情報が来次第、それぞれの体制を含めて議員の皆様にお諮りし、そごのないようにきちんと精査し、把握しつつ、支給をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○11番 奥田信宏君

本人の申告制ですから、申請をしなければもらえないということになります。漏れがないように、できる限りPRをきちんとしていただきたいというのがまず1つ。

それから、もう一つ心配していますのは、これは日本人でなくてもいただけるわけですよね。蟹江町の新しい住民票。ということは、そうですよね。今の住民票がある方は全員いいんですよね。もし去年住民票登録をされた方全員対象ということになると、PRの仕方が物すごく違ってくると思うんです。1,000人以上の方が、ポルトガル語やスペイン語や中国語や、いろいろな言葉の方がいっぱいいらっしゃる中で、こういう方へのPRがどうなのかなとちょっと心配もあったんで、対象にならなければ、PRの仕方は日本語とあと英語ぐらいでもいいのかもしれませんけれども、ここら辺のことを、もしそうだったらどういう対応をするかをお聞かせいただきたいと思います。

○住民課長 伊藤 満君

これは、対象者は外国人も入りますんで、一応、PRチラシについては、外国語、英語を

主体にして、ポルトガル語、中国語、韓国語等をまぜたチラシを配布したいということは考えてございます。

(「どこへ」の声あり)

全戸でございます。

(「全戸」の声あり)

一応、全世帯にPRチラシのほうは……

(「外人は入ってなかったように見えるんだが。町内会に入ってみえない方はどうする んだ。全戸のどこに入るの」の声あり)

全戸配布で、一応網羅しようということを考えてございます。

○副議長 山田新太郎君

ほかに。

○10番 菊地 久君

97ページから99、100ページ、今の奥田議員と同じところでございます。これは新たな施 策でございまして、国・県のお金が来るわけでありますが、支給する金額と支給するために 必要な人件費だとか役務費等々をここに予算として書かれているわけでございますけれども、 特に、国の補助が4,888万6,000円ですが、全体的に、子育て世帯臨時特例給付金で、ここで 4,000万円は出るわけですね。4,000万円は該当者にお渡しするが、残りのいろいろな事業、 今奥田議員が質問されておりました該当者を調べたり、通知をしたりなんかの人件費等々が、 残りの金がここに予算が組まれておるわけであります。また、県から来る子育て支援減税手 当が5,377万1,000円組まれておりますが、そのうちの5,100万円は手当でございますが、残 りの金額が、今言った手当だとか、書類だとか、こういうことに充てられるわけであります。 そこで、一番心配されておりますことが、今の奥田議員と同じでありますけれども、先ほ ど、支給は10月ごろから何とかというお話があったんですが、その間に、今言った体制の中 で、税務課とも協力して納税者を調べなあかんし、住民課はこれも調べなあかんという体制 が、予算を組んだ後、事務的に進めていくわけです。落ちはないだろうか、どうだろうかと。 もらえる方は1万円と1万5,000円の方と分かれるわけでありますけれども、正直言って、 ただでくれますので、我々の税金ですよ。でも、本当にみんなが理解をしておるのかどうな のかなと思えてならないわけです。それは、その人の生活や家庭の実態からいうと、貴重な 1万円であり、1万5,000円だというふうに思います。

だから、そのつもりで、もらう側と支給する側がうまくタイアップをしながらきちんとやらないと、何だこれはと、えらい面倒くさいことばかり国や県がやってよこしやがってと、こんなものをというようなことになってもいけませんので、本来ならば、児童手当だとか、いろいろな手当等も今あるものですから、それに加算をするだとか、こういうやり方で補助をくれると一番よかったんですが、わざわざこんな名前をつくって大々的に、大きな事業み

たいなことをやってこさるっていうじゃありませんが、国だとか県が新たな名前をつくって、もらう方というより、末端の行政としては本当に大変なことなんですよ。窓口になってやる側はね。ありがた迷惑とは言っちゃいけませんけれども、ほかの面で、どうぞこの金は国も市町村に渡しましょうと、県も渡しましょう、ぜひこういう福祉の関係で政策を考えて、上乗せするなりして支給してくださいよというようなことのほうがずっといいんですが、そんな偉そうなことを言ってはいけませんが、いずれにしても、そういう、国と県でぴしっと来るもんで、来たやつの内訳も書いてありますよね。こうやって、人件費やなんかも、一応くれておるわけ。それ以外に持ち出さなならんと思っていますけれども、その体制が、今言った住民課だけで対応ができますか、どうなのですかということについて、私も心配でございますが、その点について、これから検討をするなり、各課で打ち合わせをしながら、間違いのないような形で掌握ができますかという点について、再度、申しわけございませんけれどもお尋ねをしたいと思いますので、ひとつもう一度述べておいてください。

○民生部長 佐藤一夫君

議員が今おっしゃいました国のほうの子育てに関する手当、それから県の手当、こちらのほうは子育で推進課が所管をしております児童手当と非常に類似をしておるというものになるわけであります。ただし、国の考え方は、あくまでも消費税が上がるということに関連をして臨時的に給付をするという考えから、児童手当の上乗せではないという言い方をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、支給の仕方としては、児童手当1月分を受給をされた方という格好になってまいりますので、そちらの2つの手当につきましては、子育て推進課のほうで所管をしてまいります。ただ、一時的に窓口や何かが混雑ということも考えられますので、それにつきましては、またこれから詳細なところについて検討してまいりたい

それから、もう1点、臨時福祉給付金のほうでございます。これは、先ほど来話が出ておりますが、一応住民課が所管ということにはしております。ただし、非課税であるかどうか、税務課の関係ですとか、それから、いろいろな手当を受給しているいないですとか、これが住民課だけに限らず、民生部の中でもほかの課にまたがったりしております。という点からしまして、今までに数回ではありますが、民生部、それから税務課の職員、一部ではありますが、集まって打ち合わせ等を行っているというところでございまして、今後さらにこの事務を進めようとした場合に、実際の事務に当たるについてどういう体制にしていくかというところは、今後になってまいりますが、1課ではできないということは承知をしております。万全の体制をとってやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、102ページから117ページまでの質疑を受けます。

○12番 吉田正昭君

12番 吉田です。

115ページの13委託料の37スプレー缶穴開け業務委託料の件なんですが、スプレー缶は、前は穴をあけなくてもいいということで出していて、その後、穴をあけて出してくださいというような話に変わったと思うんですが、やはり、自宅で穴をあけようと思うと、大きなくぎでかんかんとやるとか、なかなか。何か簡単に穴をあける道具を持ってみえる人もみえるみたいですけれども、ただ、一般的に、周知は、職員の方が班長交替とかいろいろなところへ行かれて説明はされてみえると思うんですが、実際出しに行くと、袋の中にそのままの穴をあけていないスプレー缶がたくさんあるのではないかなというふうに思っていまして、それでここに予算が計上されているのかなというふうに考えましたが、いかがでしょうか。

〇民生部次長兼環境課長 上田 実君

ただいまの質問に対してお答えを申し上げます。

実は、スプレー缶の穴あけにつきましては、115ページに書いてございますように、穴あけ事業として45万円ほどのお金を計上しております。内容といたしましては、スプレー缶につきましては、議員もおっしゃられますように、実は、ごみカレンダーのほうで平成22年度から、スプレー缶には穴をあけてくださいということで、住民のほうには周知をしてございます。それがなかなか守られないのも現実ですし、ついこの前も、全世帯に対してスプレー缶は穴をあけてくださいというようなチラシのほうも回覧をさせていただいたところであります。それで、周知につきましては、美化指導員さんに、当然のようにして、資源ごみを見ていただいておるところでそういった啓発もしていただき、どうしても穴があいていないのが出てしまいますので、町といたしましても、こういった予算を組まさせていただいておるのが現状です。今後につきましても、こういった周知は常にしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○12番 吉田正昭君

前も自分で穴をあけてけがをされたとかという話もちょっと聞いておりますが、それを前提のもとに、22年度から自宅で穴をあけて出してくれという話だと思うんですが、やはり、この予算を見ますと、周知されていないということで、多分美化指導員の方も見えて指導はされていると思うんですよ。現実にそんなような話も聞くんですが、ただ、難しい、ちょっと無理だなと思うようなことだったら、前のように戻して、あけなくてもいいですよと、私のほうで面倒見ますよというような、事業の……

(発言する声あり)

というようなことで、やはり、事業の変換をして、そのようにもっとたくさん予算をつけて、ビラを配らなくてもいいような政策がとれないのかなと思いましたので聞いてみました。

〇民生部次長兼環境課長 上田 実君

ごみにつきましては、やはり、各個人のルールで成り立っておると思います。ただ、スプレー缶に限らず、ごみに関しては、ライターについてもそうです。いろいろなものにつきましても、やはり、個人がある程度のことをやっていただきたいと思っております。以前、スプレー缶は穴をあけなくてもいいという時代もあったんですが、今は、スプレー缶は穴をあけてくださいで統一をしておりますし、よその自治体がとやかくということを言うつもりはありませんが、大体のところがこういった仕組みになっておるようですので、町のほうもこのようにしていきたいと思います。いずれにいたしましても、ごみは皆さん個人個人のルールで成り立っておると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○14番 大原龍彦君

14番 大原です。

簡単なことですけれども、今、東名阪自動車道の高速道路の下、私もちょっと野良仕事へ行くと、ようテレビとかそういうのがほかってあった。二、三日前もテレビが置いてあって、邪魔だと思って、高速の下のガードレールのやってあるところに一応粗大ごみは置いたですが、あれは県が管理するものか町が管理するものか。ちょうど高速のガードレールのやった中へわしも入れていくんですけどが、あれは、中だと県が管理するか町が管理するか、どちらですか。

〇民生部次長兼環境課長 上田 実君

まず、それぞれのところには管理者があると思います。今おっしゃられる側道の下ですと、 愛知県が管理する道路かと思われます。いずれにいたしましても、それぞれ所管しておると ころが、まずは確認をし、対応するものと思います。その後の処理につきましては、町とい ろいろな相談もあろうかと思いますが、このようなふうに考えております。

以上です。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

111ページの斎苑管理費についてお伺いをいたします。

再三、本町の斎場、そして舟入の斎場の問題につきましては各議員がやってみえると思います。今新しい、名古屋市の新茶屋ですか、あそこに大きな火葬場ができるということで、前からあの火葬場を貸していただけんかというような話もしとるわけですが、蟹江町として、そういう話し合いが進んでおるのかどうか、それだけお伺いをいたします。

○民生部次長兼環境課長 上田 実君

黒川議員からは、斎苑の質問をいただきました。過去にも質問していただいておるわけで ございますが、現在、斎苑の舟入一本化というようなところのご質問かと思うんですが……

(「違う、名古屋市の話を聞いておる」の声あり)

名古屋市につきましては、打ち合わせというか、利用につきましてはこちらからもお話しをしておりますが、きちっとした決め方は、まだ名古屋市はしてございません。ただ、今言えるのは、名古屋市は、蟹江町、あるいは町外の方の火葬は受け入れをしておりますので、そのような方向で進むというふうに聞いております。

以上です。

○9番 黒川勝好君

ぜひとも積極的に進めていただきたいんですよ。というのは、皆さんもご承知のとおり、本町の火葬場はひどいもんですわ。それで、舟入一本化といっても、舟入もまた受け入れをしてくれん状態であります。でしたら、蟹江町がもう結構ですと、舟入も断ればいいんではないですか。今の名古屋市の新しくできる新茶屋のところに、それは、蟹江町はある程度負担は必要ですよ。ですけれども、年間の事業費を見ても2,100万円かけておるわけですよ。今、蟹江町は、年間大体300体ですわ。町だけですともう少し少ないんですわ。250ぐらいですかね。例えば300として、7万で三七、二十一、すると、1人7万円かけるのと、ここを利用するのと、年間的に、金額的には一緒になるわけです。だから、蟹江町が1体7万円をお支払いして名古屋市に使わせていただければ、300体、2,100万円と。これは単純な計算ですよ、こんなばかげた単純な計算はないかもしれませんが、それぐらいのものだということをわかっていただきたい。

本町が、本当に皆さん嫌ですよ、最期にあそこは。では舟入に行かせてくれるかといったら、舟入はいつまでたっても話が進まないではないですか。舟入は3つ炉があって、ずっと1つしか使ってないですからね。本来なら使っていい炉が、どうして使えんのですか。だったら、やはり舟入さんも断りゃええんですよ。本町ももう使えない、舟入もがたがた言うんだったら、断りゃええんですよ。あそこを名古屋市一本にして、ある程度の負担は、使うほうもちょっと高くなるかもしれませんが、そちらのほうが、使っていただける方はずっと気持ちがいいと思いますがね。最期は本当に気持ちよく死にたいですよ。そういうことを考えると、もうちょっと積極的に名古屋市のほうに働きかけをして、どのような形で市外の者が使わせていただけるかということを、もうちょっと積極的にお話を進めていただきたいと思いますが、今後どういう進め方か、町長、お願いいたします。

○町長 横江淳一君

菊地議員にもご質問をいただきましたし、ほかの議員さんにも斎苑のことにつきましては ご心配をいただいております。数字的にいきますと、2,000万以上の維持管理費がかかると いうことも事実でありますし、これは名古屋市だけではなくて、愛西市さんも含めて、しっかりと話し合いをしていかなければいけない重要課題だと思っております。もうしばらくお時間をいただきまして、決して何もしてないわけではございませんので、今はまだその段階には来てないということでありますが、冒頭、名古屋市の火葬場ができるという話をしたときに、我々も名古屋市に折衝したことがあります。今の段階では、もう少し待ってくださいという話を聞いておりますので、それはまた担当者を通じて前に進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○副議長 山田新太郎君

暫時休憩します。会議は午後1時から再開します。

(午後 0時01分)

○副議長 山田新太郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○副議長 山田新太郎君

引き続き、衛生費について質疑はございませんか。

○4番 安藤洋一君

4番 安藤です。

115ページ、一番下の資源ごみ分別収集事業交付金についてなんですが、今、各町内会に資源ごみの分別をやっていただいていますけれども、そういう場所が非常に限定されてくるというか、場所探しに難儀してみえるところが結構あるんですが、例えば、もしいよいよなくて、どこかその辺の貸し駐車場とかを借りて資源ごみの分別場所にするとかいった場合に、その駐車場代金とか、そういうことにこういう交付金というのは該当できるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

〇民生部次長兼環境課長 上田 実君

ご質問に対してお答えをいたします。

資源ごみにつきましてですが、資源ごみ置き場は蟹江町で140カ所ぐらいあります。これは、各自治会、あるいは役所とともに、そういった場所を設置をしております。

そういった場所についての補助金はあるのかというご質問でございますが、蟹江町の場合は、蟹江町資源ごみ集積場設置等事業補助金交付要綱というものがございます。こちらのほうで、町内会の方がどこか敷地を借りる場合に対して補助金を出したりしております。内容につきましては、民間の駐車場を借りる場合ですけれども、車2台分を限度として、賃借料の3分の2を補助いたします。金額にいたしましては、補助の額は20万円を超えないというのが限度でございます。あと、対象の面積につきましては、30平米という基準もございます。こちらのほうの予算につきましては、先ほどのご質問の115ページのところの一番下の460万

というのにつきましては、町内会に出すものであります。設置については、115ページの19 負担金、補助及び交付金の補助金のところでございます。ごみ集積場設置費補助金というと ころで82万5,000円、こちらで補助金のお金のほうは計上してございます。 以上です。

○4番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

そういうことで、補助金の対象になるということで、本当に困っておられて、調整してほ しくて役場に相談を持ちかけても、そういうことは地元で解決してくれというふうに言われ るとにっちもさっちもいかなくなってしまうんで、今お聞きしたことでちょっと安心しまし た。これはまた個別に相談させてもらいます。

以上です。

○民生部次長兼環境課長 上田 実君

済みません。そういった場所につきましては、町内会だけではございません。蟹江町と町内と一緒になって場所を選定いたします。中には、水路の上を使ったり、道路の上を使ったりするところもございますので、そういった場合には、決して町内で何とかしてというような話はしていないと思いますし、そういった場合がありましたら、環境課のほうに一度ご相談をしていただいて、一緒になってやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

ないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで安心安全課長、住民課長、会計管理室長の退席と、土木農政課長、生涯学習課長、 給食センター所長、下水道課長、水道課長、消防本部総務課長の入場を許可します。 課長の入れかえのため暫時休憩いたします。

(午後 1時05分)

○副議長 山田新太郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時06分)

○副議長 山田新太郎君

続いて、5款農林水産業費、118ページから123ページまでの質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、124ページから129ページまでの質疑をお受けいたします。

○3番 戸谷裕治君

3番 戸谷でございます。

まず、127ページ、こちらのほうの足湯の件ですけれども、お尋ねいたします。

現在の足湯の地権者というのはどなたで、そして、今現在建設中のかにえ温泉病院のどの位置に足湯が来るのか。こういう設計図とか、そういうのは我々はわかりませんので、どういうぐあいに使っていくのか。なぜそういう質問をいたしますのは、時代とともに、もともとの設置されたときの感覚と変わってまいりまして、これは観光という目的でやられたと思うんですけれども、温泉を、あの地域も、時代がそういう感じではなくなってきたということで、設置されるんでしたら、今度こういう五百何万とかの再整備の費用とかがされております。ですから、少しそういう部分をお尋ねいたしたいと思っておりますけれども、まずは、地権者、それで地権者との契約の年数とか、いろいろなことを教えていただきたいと思っております。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

足湯のことにつきましてご答弁させていただきます。

まず、足湯につきましては、平成25年4月8日から現在に至るわけですけれども、使用中 止をいたしております。理由といたしましては、住民の方に告知しておりますが、尾張温泉 の観光ホテルを壊すときの危険度、それから、現在尾張温泉のリハビリかにえ病院の建設が 始まっておりまして、そこで来場者に利用してもらうというのは大変危ないということで、 お互いの企業のほうからそのようなお話があり、現在足湯のほうをとめております。

地権者につきましては、去年の10月だと思いますが、現在は尾張温泉リハビリかにえ病院が地権者になっております。東放企業からリハビリ病院のほうに変わったときに、そちらのほうと土地の借地権の無償貸借の契約を交わしております。温泉のほうにつきましては、現在温泉は使っておりませんので、東放企業さんのほうがそのまま温泉の権利を持っておりますが、現在は、温泉につきましては東放企業とは契約を結んでおりませんので、よろしくお願いいたします。

それから、位置につきましては、従来の足湯施設のところをそのまま使用をさせていただきます。やはり、蟹江町というのは温泉というのが一番の目玉の観光資源であり、商工の活性化でございますので、温泉を利用した足湯を継続していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、足湯関連整備工事につきましては534万2,000円を計上しておりますが、今までは東放企業さんの土地でございましたので、そこが尾張温泉のホテルの駐車場になっておりましたので、そのままという形でしたが、今後につきましては、今、温泉病院さんがあそこの敷地に病院をつくってみえますので、そことの境のところを、案としましては、周りを花

壇にして木を植えまして病院のほうと景観を一体にして、現在設計を、病院さんのほうとも 調整して、打ち合わせをしております。設計をする前に、また6月議会等で、ちゃんとした ものができましたら議員の皆様にご報告させていただきますので、ひとつよろしくお願いい たします。

以上でございます。

○3番 戸谷裕治君

戸谷でございます。

今お聞きしたのは、位置です。例えば、駐車場のこの部分になるんですよとか、病院の入り口のこの部分の近くを使いますよとか、その温泉設備の位置の大まかなものはないかなと思いまして。といいますのは、なぜこんな質問を差し上げるかというのは、まずは、足湯をつくった経緯というのは、観光という目的でつくりましたよね。それで、今もおっしゃったとおり、蟹江は温泉の町だと。ですけれども、先ほどもおっしゃったように、今度は病院との一体化だったら、病院でやっていただきたいなと。そういう住民の方もおみえになると思いますので。そこに足湯施設があると、これは蟹江病院さんがやっているんだなと。それはおのずと、そこの利益といいますか、そういうことに考える方がおみえになりますよね。だったら、その場所はそこでなくてもいいんでないかなというような発想が出てくると思います。

だから、時代の変化とともに、最初つくったコンセプトと時代が違ってきていて、また建物も変わりましたと。以前は尾張温泉さんとやっていましたから、観光とか温泉のほうだということがありましたけれども、今回は病院施設が温泉を使ったリハビリとかをやられるということで、我々はそれのコマーシャルをする必要はないというのが、僕はそういう思いもありますもので、その辺の整合性を説明してもらえませんかね。

○町長 横江淳一君

それでは、私のほうからご答弁を差し上げたいと思います。

今、担当課長は、足湯の今までの経緯、それから今後の流れを説明をさせていただきました。もともと、足湯をつくりましたのは、宝くじ関係の補助金をいただいてまいりました。 2,200万ほどのお金をかけ、実は、今から7年前にスタートいたしました。

その当時のコンセプトは、観光、それも確かにそうでありますが、そうではなくて、蟹江町の今までなれ親しんだ、非常に健康にもいいという名泉百選に選ばれている湯を、何とか手軽に使っていただけないかなということが一番の目的でもありましたので、観光協会と蟹江町といたしましては、東放企業さんにお願いをして、無料で何とか敷地の中につくっていただいて、1回1回服を脱ぐのではなくて、気軽に地域の皆さんに入っていただき、健康増進にもつなげていただけるような施策を行っていただけませんかという提案をしたところ、快く引き受けていただき、20年間の無償契約、土地の賃貸借契約並びに20年間のお湯の供給

もそこで契約が結ばれたわけであります。

しかしながら、今ご指摘をいただいたように、観光ホテルさんが取り壊しになられ、リハビリ病院さんがご購入をされた。その時点で温泉リハビリ病院さんともお話を差し上げ、残っております13年間の借地契約並びに湯の無償譲渡は東放企業さんと新たに。今後、蟹江町でいろいろな問題が起きております、介護保険制度のいろいろな変更だとかがありまして、要支援1、要支援2の施策を蟹江町、地方自治体が受けなければいけない状況がこれからどんどん降ってくわけでありますので、足湯の効能も含めてお願いをしたい。そこで、温泉リハビリ病院さんとも包括ケアシステムの中に取り込んでいっていただいて、お互いに相乗効果が高められるようになれば一番ありがたいんではないのかなということで、この方法で、場所は、今のとおり、隔てがあってはなりませんので、できるだけ隔たりがないような、しかも、新たなリニューアル料が、華美なものにならないようなお願いを我々のほうからさせていただき、基本的には534万2,000円という関連事業費を上程をさせていただきました。

今後、この足湯を使いまして、地域の皆さんの健康増進並びに蟹江町の介護保険制度の一角を担うような、そんな足湯になればなというふうに、実は考えております。また、温泉リハビリさんといたしましても、入院患者だけではなく、外来患者もしっかりと受けていただくようなアピールにもなるということもおっしゃっておみえになりますので、それはまたしっかり、いろいろな施策の中で考えてまいりたいというふうに思っておりますので、決して我々が企業イメージのコマーシャルをやれということではございませんので、そこのところは、民間企業とコラボをしながら事業を進めていくという考え方の中での足湯の再開だというふうにご理解いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○3番 戸谷裕治君

今町長がご答弁いただいた。私の感覚としても、そういう感覚はございます。ただ、コンセプトが変わったときに、変わったということを、一度その前に説明が要ったんではないかなと思っております。やはり、観光が主から実はこういうぐあいに変わってきたよと、少しはこういうことも変わってきたことを、議会でどうですかということが必要だったかなと思っております。ですから、その辺はこれからもお気をつけてやっていただきたいと思います。以上でございます。

○副議長 山田新太郎君

ほかに。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は125ページ、げんき商店街推進事業費補助金500万円です。

この4月から消費税が8%に上がるわけなんですけれども、この推進事業費が補助金とし

て500万円入っているわけなんですけれども、今回、消費喚起ということで、商店街として何か取り組みをされているのか。以前は、プレミアム商品券を配られたりとか、そういうのもあったわけなんですけれども、今回消費税の上がることによる喚起対策として考えてみえることがあったら、教えていただきたいと思います。

それと、129ページの消費行政活性化基金事業なんですけれども、愛知県でも、25年度も 高齢者の方がかなりいろいろな手口で被害に遭われておるわけなんですけれども、蟹江町で は、25年度の中でそういう被害に遭われた方があるのか。また、どんな手口があったのか、 教えていただきたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

まず、げんき商店街推進事業補助金の件でお答えをさせていただきます。

これは昨年は400万円でございましたが、今年度につきましては500万円です。内容につきましては、100万円につきましては、街路灯の整備ということで、古い街路灯を県の補助金を使いまして新しい街路灯に変えていこう、そのような関係で、まず100万円をプラスしております。

それから、げんき商店街の中の400万円でございますが、これにつきましては、町の商工会さんのほうが本当に一生懸命やってみえまして、事業といたしましては、一つ一つはあれですが、8つの事業を、各発展会の方が事業を行います。まず、一番街等では2つの事業です。Aloha deとか、桜Jazzストリート、それから、尾張温泉郷発展会につきましては、4月5日でございますが、尾張温泉の温泉桜まつりです。それから、4月6日には須成発展会が地域の友好桜まつりというのを開催されます。それから、6月8日には、JRのハイキングも入っておりますが、舟入の発展会さんが水辺の音舞祭、それから、12月ごろにはイルミネーションを行います。近鉄の駅前通りの発展会さんにつきましては、銭洗弁天のお祭りということを聞いております。あとは、商工会のほうから、今、富吉の関係で活性化をしていこうということで、1事業を考えてみえます。なるべく地域でお金を落としていただこう、消費をしてもらうというのと、商店のPR、それと同時に、商工会のつながりと地域の住民のつながりをこの補助金でより一層やっていただくといいと思いまして、計上させてもらっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、消費行政活性化基金のほうにつきましてでございますが、毎年うちのほうで、 消費生活の相談日を設けまして、ことしも第1火曜日に午後1時から午後4時半まで行いま した。専門の消費生活の相談員さんを1人つけまして、ことしもやっておりますが、実際の ところ、PR等はしておりますが、なかなかこちらのほうにはお見えになっていないのが現 状でございます。ただ、ちょっと内容があれでしたが、社会福祉協議会さんのほうからの問 い合わせがありまして、いろいろな問題がありますのでよろしくお願いしますというふうで、 1人こちらのほうに見えた記憶はございますが、今細かい内容がわかりませんので、もしあ れでしたら後日資料を提供させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。今 まで、年間たしか5件ぐらいの相談しかございませんでしたので、よろしくお願いいたしま す。

以上でございます。

(「129ページ、消費者の」の声あり)

被害のほうにつきましては、こちらのほうに入っておりません。そういう相談はございませんでした。

○1番 松本正美君

最初のほうのげんき商店街推進事業ということで、25年度のそういう取り組みとほとんど変わっていないような感じも受けたわけなんですけれども、消費税増税に対する喚起の取り組みというのは、やはり必要になってくるんではないかなと思います。全部が全部取り組みをやっていないというわけはないですけれども、そういったことも含めて、取り組みを強化していただきたいと思います。

それと、今言った消費行政活性化基金のほうなんですけれども、蟹江町ではそういう被害には遭ってないということですけれども、今後蟹江町でもそういうことが起こり得ることがありますので、愛知県もかなりそういったことが起きていますので、そうしたこともしっかりと取り組んでいただきたいことを要望いたしまして終わります。よろしくお願いします。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

127ページの観光管理費についてお伺いをいたします。

先日、3月14日の中日新聞に「ユネスコ無形遺産候補県内5つ」という記事が載りました。 愛知県内で5つお祭りが選ばれたわけですが、隣の津島の津島天王祭と一緒に、蟹江町の須成祭がユネスコ無形遺産の候補に挙がったということで、大変喜ばしいことだと思います。 須成祭というのは、400年以上の歴史があって、蟹江町でも今一生懸命に力を入れて、二、 三年前から名古屋市の市バスも当日乗り入れていただいておる。また、河村市長も大村県知事もみえるということで、年々須成祭が大きくなっていくのは本当に地元の人間としても喜ばしいことであります。

今回、こういう形でユネスコの無形遺産ということで候補に挙げられたわけですが、ことしもまたお祭りがございます。蟹江町としてどのような対応を、今までどおりではちょっといけないような気がいたしますが、何か変わった受け入れの仕方があるのか、それは町長に聞いたほうがよろしいですね。町長、よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

黒川議員の質問にお答えをいたします。

本当にありがたいことでありまして、文化庁さんのほうからお知らせをいただき、まだまだ候補に挙がっただけでございます。この件につきましては、昨年、東三河県庁を担当しておみえになります永田副知事のほうからこのお話がございました。蟹江町といたしましても、全国山鉾の会に加入をさせていただきました。それもそれで、いわゆる、国の重要無形民俗文化財に須成祭が指定をされた。これは愛知県で12番目でありますが、そこの仲間入りをしたということでありまして、先般高山の副市長さんにもお会いをして、副会長さんをやっておみえになりますので、そこへ行って、高山祭がここまで来た経緯だとか、補助金の状態、あと保存会はどういう活躍をしているんだということで、一番大きな高山祭の実態を担当者と一緒に、見て、聞いてまいりました。

そんな中で、常滑のお祭りともども、須成祭、津島祭がユネスコ無形遺産にノミネートされたというのは大変うれしいことでございますので、蟹江町といたしましては、観光協会を通じて須成祭に対して、物心両面とはいいますが、なかなか物というか、人のマンパワーについてはまだまだお助けをするところまでいっておりません。保存会といたしましても、敬神会といたしましても、まだしっかりとサポート体制がとれていないということであります。ただ、仮にユネスコ無形遺産に指定されたということになりますと、大変名誉なことでありますので、これはまた議員各位にお願いをし、蟹江町の財政の中でしっかりサポートしていかなければいけない、そういう事案ではないのかと。ただ、今の時点でありますので、まだまだこの先、ことしのお祭りにこれが間に合うかどうかはまだちょっと不透明でありますが、もしもそういう状況になるということでしたら、また議員各位にお願いをし、いろいろな形でサポートしていきたい。また、黒川議員にも、それから地元の須成の議会議員の皆様方にもしっかりとお願いをしたいというふうに今の時点では考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○9番 黒川勝好君

これはまだ候補という段階ですので、はっきりとはあれですけれども、このように新聞に 出れば、やはり、ことしの夏は須成祭には、また違う形で見学に来ていただける方がふえて くると思います。また、これは国際的なものでありますので、下手をすればといいますか、 外国の人たちも多く来てくれるような状況になってくると思います。そうしたときのための 対応、そういうものもきちっと体制をとっておく必要は十分あると思いますので、こんなめ でたいことはございませんので、蟹江町一丸となって対応していっていただきたいというふ うに、要望だけしておきます。

○副議長 山田新太郎君 ほかに。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

黒川議員から、今、須成祭、ユネスコということでご心配をいただいてありがとうございます。本当に、国の無形民俗文化財に指定されて以来、須成としては、最初は大変喜んではおりましたけれども、非常に今苦労をして、役員の皆さんが苦しんでおるというのが実態であります。また、今、ユネスコの問題が出てまいりますと、余計にまた須成区としては心配がふえるということが事実でありまして、その辺を、今黒川議員がご心配いただいたように、本当に蟹江町を挙げて、全面的に物心両面でご支援をいただくという体制を敷いていただいて、名古屋市長が堂々と蟹江町にお見えになれるような形ができないと、本当にありがた迷惑だというのが今の須成区でございます。河村市長がお見えになって、実際、町長も一生懸命フォローはしておっていただくんですけれども、河村さんのあのキャラで来られますと、やはり、接待をするという側に立ちますとなかなか難しい。やはり、人が限られておる中で須成区が祭りを維持管理をしておるわけでございますので、そういった意味におきましても、ぜひとも、ことしの須成祭から、全力でご支援をいただくようにご要望申し上げておきます。以上でございます。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、130ページから145ページまで、質疑をお受けいたします。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は141ページ、公園緑地維持管理費だと思いますが、実は、最近、各地域の歩道に桜の木があるわけなんですけれども、桜の木の根っこが隆起していまして、それに町民の方が足をつまずかれてけがをされた方もあるわけなんですけれども、こういった樹木の管理はされておると思うんですけれども、そうしたことは町当局のほうに入っているのかどうなのかお聞きしたいと思うし、この対策はどのようにとられているのかお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

公園に限らず、街路もそうでございますが、桜の木が植わっておりまして、非常に根が強いんですよね。根張りでもって舗装、街路のインターロッキングなんかが浮き上がっている状況は確かにございます。公園の中も、実は、泉緑地公園、図書館のございます南側の公園でございますが、その公園の中にもいっぱい桜の木がございまして、園路が桜の木の根でもって浮き上がった危険な状態になっておりましたので、それは昨年度全部改修をして、インターロッキング、歩道の整備をいたしました。今問題となっておりますのは、特に温泉通り

沿いの街路の状況だと思っております。確かに、街路のインターロッキングが桜の根っこによりまして隆起している箇所が多々ございますので、危険箇所という捉え方はしておりますので、なるべく早期の段階に、街路の管理は、実は土木農政課でお願いしていることでございますけれども、一応街路につきましてはまちづくり推進課が植栽として管理している。そうした中で相互に調整をとりながら臨んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

どうか、高齢者の方だとかお年を召して足の悪い方だとか、そういった方はどうしてもそうしたところにつまずくおそれがありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それと、もう一つお聞きしたいのは、同じ141ページの公園緑地維持管理費なんですけれども、蟹江町にも都市公園だとか、公園があるわけなんですけれども、今皆様から一番よく要望をいただくのが、やはり、これからは健康志向ですので、公園に健康遊具をつけていただきたいという、最近そうした要望が物すごく多いものですから、公園によっては何もないところもありますので、そうしたことを今後どのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

公園の遊具についてのお尋ねでございますが、今、公園を、とにかくまず安心して安全に使っていただくということが第一でございます。そんな中で、今ございます遊具は、非常に古くなっております遊具がございまして、特に、都市公園ではなく地域公園、昔からの児童公園の遊具がかなり古い状態でございまして、毎年メンテナンス、遊具の補修を、予算をつけていただいた中で行っております。

そんな中で、今議員のほうからご指摘のございました健康志向に基づく健康遊具といったことで、ご存じのように、蟹江今駅北土地区画整理事業地区内の2つの公園、はつらつ公園はもう既に整備をして、遊具も設置しておりますが、なかよし公園です。福田川の横にございます公園、これが今年度、この3月完成を目指して、今、整備が終局に来ております。そんなような状況の中で、その中にも若干健康遊具的なものは入れておりますし、今後、遊具の設置、入れかえも考えていかなければいけない時期に来ているのかなということは認識としては持っておりますので、またこれから検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

どうか、今後、健康遊具ということで、本当に町民の健康を守るためにもそうしたことを 多く取り入れていただきまして、これからの町民の健康を守っていくための健康遊具という ことで設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長 山田新太郎君

ほかに。

○12番 吉田正昭君

12番 吉田です。

今も遊具という話が出ましたが、137ページの水辺スポットの件なんですが、ここにも子供たちが遊ぶ遊具がありまして、まだ新しいですから先ほどの答弁みたいなことはないと思うんですが、水辺スポットの管理というのは河川費のほうに入っているんですよね。先ほど公園という話が出ていますが、あそこは、バーベキューコーナーもあるし、それからあずまやもあります。それから、今言った子供たちの遊具の場所もありますので、実際は公園管理のほうではないのかなというふうに考えているんですが、実際、できたのは河川の関係で水辺スポットができたんですが、後の維持管理等は公園のほうの管理になっていくんではないかなというふうに常々思っているんですが、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○産業建設部長 水野久夫君

議員言われますように、水辺スポットをつくるときは道路の附帯施設という形でつくらせていただきました。決して公園という位置づけではありませんでした。場所が河川ですので、後々の管理については河川費の中で、いろいろな、草刈りも含めて計上させていただいておりました。今回の予算におきましても、中に設置をされております遊具等の維持管理が必要になってまいりまして、当初は水辺スポットの河川費の中で遊具の管理というのを計画しておったんですけれども、ほかの公園にもいろいろな遊具がございまして、そういった遊具と一緒にあわせて管理をすることにより、費用も安く抑えることができるということでありますので、遊具の管理につきましては、公園のほうで持っております管理費と一緒にあわせて計上をさせていただいております。

○12番 吉田正昭君

現状は公園ですので、やはり、公園という形態で管理していただきたいと思いますが、今、草刈りの話が出ました。公園であれば、草刈りも年に何回かというような話になってくると思うんですが、舟入川なんかは地元の地区の人が草刈りを年に数回するんですが、やはり、草刈りをする時期が決まっていまして、バーベキューで使われる方は連休ぐらいから使われますので、本来なら、例えば4月に1回とか、何月に1回というふうに、事業計画を立てた草刈り等というのはされないかどうか。何かいつもばたばたとやられて、後はまたばたばたというような、後手後手というような管理の仕方等に見えるもので、やはり、せっかくある施設だったら、先へ先へ事業をしていただいて、使う人が使いやすい、気持ちよく使えるようなものにしていただきたいと思いますが、草刈りについてはどうでしょう。

○土木農政課長 伊藤保彦君

吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

昨年も、一般質問の中で吉田議員のほうから、草刈りについては、職員が出たりだとか、その辺のところで、どういった管理をしているのかというようなことのご要望もございました。そんな中で、今回も、吉田議員から言われたことも受けまして、先ほどの河川管理費の中の工事請負費でございますが、こちらの中の河川管理工事ということで、ここに金額はのせてございませんが、前年より50万円増額をさせていただいております。したがいまして、議員が言われますとおり、いろいろな事業に合わせてやるべきものだというふうには考えておりますので、今後は関係課のほうと調整を図りながら順に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

やはり、職員の皆さんの熱意があって町のほうも事業が進んできますので、今後ともよろ しくお願いします。

- ○副議長 山田新太郎君 ほかに質疑は。
- ○11番 奥田信宏君

11番 奥田です。

137ページ、橋梁維持について質問したいと思います。

今年度も点検委託料、あるいは橋梁修繕工事等が入っておりますが、2年ほど前に確認をしたことがあるんですが、例えば、どこの橋が震度幾つまでもつのかということが検査がしてあるかどうかと確認をしたことがあるんですが、たしかその当時の返答は、震度どれだけまで橋梁がもつということの点検ではなしに、橋台部分を橋の落橋防止のために修繕をしてということのような答弁があったように思っておりますが、今現在も、橋梁点検委託料、こういうのに全部入っているのは、例えば、震度6までは落ちないとか、あるいは震度5強までは落ちないとか、それを基準に点検をしているものかどうか。あるいはまた、以前私が聞きましたように、例えば、橋台部が落ちて橋との段差ができないように、そのための点検をして、そのための修繕をしているというふうに理解をするのか、お教えをいただきたいと思います。

○土木農政課長 伊藤保彦君

橋梁の点検の件でお答えをさせていただきます。

震度幾つでということも必要でございますが、前回に述べさせていただきましたとおり、 橋梁の土台がどうなのかだとか、プレストレスト工法といって、つながった構造物なのか、 コンクリートのPC管なのかというような形の中で、何年もつかというような形で点検を行 わせていただいております。そんな中で耐力度調査というのもございまして、何年もつかという検査を、今委託にかけているところでございます。

以上でございます。

○11番 奥田信宏君

多分そうだろうと思って質問をしておるんですが、もともと、どれだけの震度まで橋の本対そのものがもつかもたないかという検査はできないものなんですかね。これが一番基本の話だと思っていて、ある程度、例えばの話震度 5 強までは、今の話ですと、震度 5 ぐらいになっても、橋そのものは、橋台部分の両岸はもちますよと。ただし、橋の真ん中で折れてしまったら、これは何ともしようがない話になりますので、同じような点検ができないものかどうか。これは不可能なんですかね。そういう発想で検査依頼をされたことはないものですか。それとも、国もそんな方法でしかやってないんですかね。ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○産業建設部長 水野久夫君

予算の中で出させていただいております耐震補強というのと橋梁の点検というのは項目が 違いまして、耐震は落橋防止、点検は橋の強度そのものを調べるものであります。

今議員お尋ねの、例えば、ピアといいまして、橋の橋脚が川の真ん中に建っています。地震が起きた際に、本当に橋がもっているのかどうかということになりますと、もともと、つくられておる橋というのが非常に年数の経過した古い橋が多いものですから、昔の形式でいうと、ちょっと専門的になりますが、パイルベントといって、パイルを打ち込んで橋脚にしたようなものがあります。このあたりの地層でいきますと、恐らく、よく言われる液状化云々という話になりますと、ピアそのものも、そのままの状態でとどまっておるというはなくて、多少の沈下をすると思います。であると、上の橋も当然ずれますので、そういった観点で考えていくと、例えば、震度幾つまでもつとか何かというのを明示することは、非常に難しいと思います。

ただ、国等が行っております大きな橋というのは、パイルベントではなくて、もっと下の 地層まで打ち込んで、橋脚そのものを、ピアですとか橋台も設置していますので、かなりの 揺れに対しても持ちこたえるという想定はされますが、私どもで管理しておる橋については、 そこまでの強固な、非常に基礎を頑丈にしてつくられた橋ではないものですから、震度幾つ というのは、なかなか明確に幾つまでというのはお答えは難しいと思います。

ただ、橋台、橋の岸側については、基礎を打ったりなんかしていますので割ともつんですけれども、それとて、本当にそこで液状化が発生すれば、今よくテレビ等で言われている堤体そのものが崩れやへんのかというような心配もありますので、堤体が崩れるということになると、橋台そのものも一緒に沈んでしまうということは想定されることであります。

○11番 奥田信宏君

これをお聞きをしておこうと思ったのは、点検をするときに、多分おっしゃってみえることは、例えば、昔のピアが、10メートルとか十何メートルのところで打ち込んで終わっていますし、今、115号線なんかは40メートルぐらいの盤まで入れていますので、それをある程度知りながらの質問なんです。

逆に、例えば、震度6弱の地震がありましたというときに、この橋とこの橋は通行どめにしましょうというような、そういう方法の発想もできないものかと思っているんです。点検をして、橋台部分を強くして落橋を妨げるのは、まず、これは一つの方法です。だけど、3連動で、この辺は震度6弱から、ひょっとしたら強になるのではないかと言われているんですが、そうすると、逆に、こことここだけは初めから通行どめにしましょうという話を。例えば、そうすると、各町内会でこの橋だけは通らないほうがいいというのを知っていれば、避難路の使い方もかなり違ってくると思うんです。だから、そういうことも可能かどうか。ここで今こんな話をして、わかりましたという話にはならないしあれなんですが、そういうのを視野に入れた点検もやる必要があるのではないかという提言だけをしておきます。よろしくお願いいたします。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

○4番 安藤洋一君

4番 安藤です。

139ページ、民間木造住宅耐震診断改修費補助事業のほうなんですけれども、これについて、前年度実績、今年度実績、それに伴って新年度予算がこうなったんだというようなところを、わかる範囲で結構ですので説明をお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

前年度実績と前々年度の実績でございますね。申しわけありません、ちょっとお時間をい ただけますか。

失礼いたしました。

まず、耐震診断のほうが、平成25年度でございますが、本日現在で28件です。それから、 平成24年度が30件、平成23年度が20件でございます。耐震改修のほうでございますが、本年 度がきょう現在で4棟改修済み、それから、平成24年度も4棟、その前の平成23年度が11件 ございました。平成23年度が、改修が極めて突出しておりますのは、実は、このときに30万 円の上乗せ補助という制度が確立されました。それまでは60万円の補助だったのが、平成23 年度30万円上乗せという関係で、11件になっております。

来年度に向けての、今回予算を要求させていただいた件数でございますが、耐震診断につきましては20件、耐震改修のほうでございますが、これは今までの耐震改修補助と、新たに 段階補助と耐震シェルターの補助制度を新たに導入をしようという考え方のもとに、耐震改 修のほうでございますが、今までの90万円、今は国の臨時交付金というか、特別措置で120万円でございますが、これが当初予算では3件と、段階的補助が5件ということで、両方足せばですが、前年度実績4件に比べて1プラスアルファという形で予算要求はしてございます。

以上でございます。

○4番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

どうしてこういう質問をしたかというと、やはり、東日本大震災の被災地においても、既に記憶が薄れていくというか、そういうことがあるらしくて、今年度の3・11は、3周年ということもあってマスコミも大きく取り上げられたと思うんですが、ますますこれから記憶が薄れていく。そういったことで、ましてや、それから遠く離れた蟹江なんかだと、もっとそういうことが忘れられていくのではないかという気がします。

蟹江町は比較的よく、ついこの間も防災講演会、片田先生のお話とか、そういう貴重なお話が聞けて、結構啓蒙活動がやられているとは思うんですが、関心のある方は関心がある。でも、やはり、世間一般的にすると、他人事、よそ事のような感じがして、ややもすると、耐震診断とかも関心がないとかというふうに受け取れますので、ぜひともこれからも、特に、消費増税なんかで建築関係に関してはちょっと下がるかもしれませんけれども、できるだけ宣伝・PR活動もしていただいて、耐震診断、それから改修にも補助金が出るんだよとかいうことをぜひとも広く周知していただいて、こういう防災、耐震に関しても、これからも推し進めていただきたいと思っております。これに関しては、安心安全課とも共同してやっていかなければならないと思いますけれども、こういったところをよろしくお願いいたします。以上です。

○副議長 山田新太郎君

ほかに。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤です。

135ページの中ほどの15番の工事請負費、東郊線舗装整備工事でありますが、この内容はどんなふうになっていますか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

今の伊藤議員からの質問にお答えをさせていただきます。

こちらの道路新設改良事業における工事請負費につきましては、町の土木執行要領に基づきまして町が行う土木事業を、町内会だとか区からいろいろな申請が出されますが、それに基づきまして優先順位をつけまして、事業を行っていくという予算でございまして、この中には、今須成線については入ってございません。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今須成のことを聞いているわけではありませんが、ここに東郊線舗装整備工事となっていますが、東郊線の整備ではないんですか。中に入ってないんですか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

失礼いたしました。

道路維持管理事業のほうでございますね、済みません。そちらにつきましての東郊線舗装整備工事につきましては、近鉄蟹江駅より1号線に向っての中で、一番緊急性を持っているところから工事を行う予定をしてございます。

以上でございます。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、146ページから153ページまでの質疑をお受けいたします。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

消防費の153ページだと思いますが、消防団入団促進事業というところに触れていきたいと思うんですが、今度町長の施政方針にも書かれてあって、また代表質問にも出たわけですけれども、女性の消防団員を5名確保したいと。そういうところを、大ざっぱにだったと思うんですが、そこで理由やいろいろなことも言われましたけれども、予算的な措置でございますが、消防団職員というような形で書いてありますので、それは人件費というか、賃金というか、5名についてどのような扱い方をされる予定なのか、まずお尋ねをします。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

5名の増員につきましてですが、まず、消防団の振興費交付金の中の分団割というのがありまして、1人当たり2万6,000円の手当がございます。それプラス、団員割ということで、消防団員の階級によって手当がございまして、今回入っていただきます5名の方につきましては、とりあえず消防団員という一番下の階級になりますが、その方が1人当たり1万8,900円の手当ということになります。あとは、災害出動訓練等に出動していただければ、1人当たり4,000円という手当がつくということで、そちらのほうで計上をさせていただいております。

○10番 菊地 久君

これだけすばらしく施政方針に書かれる女性消防団員の扱いについて、それでは全然変わ

らんでしょう。たまたま5名来てちょうだいと言ってやるのに、ところが、目的が、いろいろなイベントと言ってはいけませんけれども、あるときの、女性消防団員として華やかに、受付だとか、それからスタイルで盛り上げていこうじゃないかとか、または、一般家庭とのことだとか、目的はいろいろあると思う。ただ一般的に消防団の中に女性が1人でも2人でも入りゃいいという感覚なのかということなんですよ。

やはり、私が言いたいのは、今の消防団以前の問題として、消防職員として女性職員を入 れたらどうだと何年も前に言ったことがあるんですよ。これは、男性消防署員が家庭との接 点で、例えば、台所の問題はどうなの、火災はどうなのといったときに、防犯の面で入りづ らい面がいっぱいある。だから、女性の消防職員と一緒に、セットで家庭を回っていく。お まけに高齢化社会でひとり暮らしの人がおる。そこへ尋ねていって、台所はどうなの、火の 扱いはどうなのと、防犯・防災についてやろうという、そういう視点で捉えにゃいかんと思 ったんです。だから、職員を入れるまでは金もぎょうさんかかるし、大変だからと思われた のかどうかわかりませんが、女性消防団を充実させるためにも、消防署の中に女性消防署員 がおって、そして、地域に消防団員の女性がおって、交流をしながら、ともに働いていくと いう形をとればいいんですが、ただ単に、4名、5名女性の消防団員に入ってちょうだいな んて言ったって、言っちゃ悪いけれども、何年も続かんですよ。なぜ、前に五、六人おった 子たちがやめていったのという原因も聞いたわ。続かないの。団の中に1人女の子がおった って、なかなか続かせんですよ。だから、女性5人なら5人の一つの団体という、消防団の 中の女性消防団という一つの団になって、そして、消防本部とタイアップをしてやるとか、 それから、消防署員も女性を入れて一緒になって、こういうスタイルをやっていない限り、 一旦は入る。たまたま、あんたちょっと来てちょうだい、ああいいな、入ろうかなんてね。 時がたつとやめちゃうの。次が続かないですよ。

そういう続かないようなことを、何でこんなところでまた上がってきたのかなと思いますが、これはあくまでも私の考え方ですが、ここへ提案をして、5名をとおっしゃるには、それだけのもくろみがあって、それらしいことが間違いなくできるんだよという考えや自信があってこへ出したと思っておりますので、普通の男の人の消防団員とこの女性消防団員も同じ消防団員という扱い方で、それで、たまたま1分団に1人ぐらい女の子がおりゃええがなというような考え方の予算措置をされたのかなと。その辺がちょっとわかりませんので、そういう予算措置なんですね。男が1人ふえるか、女が1人か、出す金は、1人は1人でしょう。それは、たまたま女性が五、六人という、こうなっちゃうの。だから、その辺についてもう少し、私は残念だと思いますが、今のご答弁をいただいて、消防長は、この提案について、これは本当にいいなと、残るなと、仕事としてもいい仕事をやったなと言える中身かどうか、もう一遍お尋ねしておきたい。

○消防長 大橋 清君

これは、いろいろ団の設置条例も改正いたしまして、今まで6名、私が主任をやったときに1名入りまして、その後にもう1名入って、それがラッパの団員になりました。それから二、三年過ぎてから、また4名の女性消防団員が入っていただきまして、そのときには、やはり結構ラッパで一生懸命やっていただいて、いろいろ消防団のラッパとしても士気が上がったと思っておりますけれども、そういう中で女性消防団というのが出てきまして、各市町も女性消防団員がそういうところでありまして、そういう中で、女性が入れば、やはり、男性と違った観点から、女性らしさを捉えて、今言った地域に出たりしてやっていただけるというふうに確信をして今回のことにやっておりますので、またよろしくご指導をお願いして、前向きなことでよろしくお願いいたします。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

○12番 吉田正昭君

12番 吉田です。

149ページの一番下、海部地方消防指令センター共同運用負担金についての項目でお聞きします。

これは、私たち議員も十四山の指令センターへ行きまして、きれいなディスプレーで、た またま出動があって、ぱっとランプがついて、ささっと出て行くと。非常にいいシステムだ なと思ったんですが、実は、蟹江町においてはどうかなと。狭いセクトの話で申しわけない んですが、やはり、七宝の境の下之森あたりですか、それは、昔でいえば東部消防ですか。 それから、例えば、西では愛西の大野あたりがありますよねえ。それは西部消防で、昔もそ うだったと思うんですが、応援協定を結んで出ておったんですが、今ですと、そういう応援 協定で要請があって出るんではなくて、指令センターでそのままぱっと出ますよね。そうす ると、蟹江町から近ければ蟹江町の消防署から出ますよね。指令センターのまま出るわけで すよね。そうすると、近いところ、愛西なら愛西にぱっと行っちゃっていると。すると、蟹 江ががらあきになったときに、どういうふうな対応をされるんでしょうね。例えば、東部か ら、当然愛西は西部ですから、西部からも蟹江からも出ると思うんですが、大きな災害とい うか、ケース・バイ・ケースですけれども、消防車にしてもそうだと思うんですが、そうす ると、蟹江で何か起きたときに、南部から来るのか、東部から来るのか、それは指令センタ 一の指示一つで動くということですよね。そうした場合、蟹江が、地元が出ていって待っと るのに、空き家になっとっておくれるというようなケースが出てくるんではないかなと思っ てちょっと心配したんですが、その辺はどうでしょうか。

○消防長 大橋 清君

それでは、説明させていただきます。

平成25年4月1日から運用が開始されておりまして、消防指令センターでは、消防指令の

業務を5署の共同運用でやっておりまして、それで、消防というのは、組織法の第6条で「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」という形で規定されておりまして、蟹江町は蟹江町で全部を完結するのが本来でございますけれども、今は指令センターが弥富の十四山のところでセンターを持っておりますので、119番にかけると指令センターに入ります。最初は蟹江町の事案しか指令は流れませんので、先ほど言ったように、蟹江町に入った事案は、一応蟹江町が対応するということになっております。それ以外に、蟹江町から2台とか3台とか出るときがありますので、そういう場合には、それも指令センターに入りますので、センターから一番近い、例えば、今言った東部が現場が近い、蟹江の事案ですけれども、蟹江に一番近い署が指令になって入ってきます。それはセンターで順番に決められておりますので、どこが一番近いかと。一番近いところの消防本部が出動するというふうに今はなっております。

以上です。

○12番 吉田正昭君

センターをつくった意味と逆のことを聞いておるようで申しわけないですが、センターは 海部郡全体を見て動いていると思うんです。確かにそれはそれでいいんですが、たまたま、 今言われたように蟹江が全部出て行ってしまったと。そうすると、タイムロスがどうしても 生じるんではないかと。そういうときの心配をしたもんで、そのような、要は、ガードマン でも、向こうで事件があると、ガードマン会社が向こうへ行っちゃって、こっちの防犯が鳴 っても、駆けつけるのはどうしても遅くなるというようなことも聞いておりますので、そん なような心配をちょっとしたんですが、そのような心配はないでしょうか。

○消防長 大橋 清君

先ほども言いましたように、両方出て行っている場合は、応援協定が結ばれていますので、 それが自動的に、先ほど言ったように、一番近い消防本部から出て行けるような仕組みになっておるんです。よそも同じやり方ですけれども、津島であった事案は津島の消防が出てきますので、そういうふうな形で今は進んでおります。

○町長 横江淳一君

説明がわかりにくかったのかもわかりませんが、もう一度。

実は、消防指令の統一化というのは、総務省消防庁からの指令がございまして、5つある海部郡の消防本部を一本化したらどうだという県からの依頼が、本来はございました。我々首長同士がお話しをさせていただき、消防本部を一つにするということについてはまだまだ時期尚早ではないのかと。そうこうしているうちに、今度は無線をデジタル化をするということも相まって、平成28年度からデジタル無線の装備をしなければいけない。そうなったときに、1つの消防本部だけで何億というお金をかけるのは非常に不経済である。最終的には消防本部を一つにして、そこに全ての消防車を集めてGPSをつけ、消防本部総指令部をつ

くって、そこから指令を出すという方向は、海部郡一帯で考えることはできます。しかしながら、今の時点で地域をそれぞれ包括できるようなシステムをつくるのは、大変多大な財政投資が要りますので、まず一つは、デジタル化に向ってそれぞれの消防本部が、老朽化した施設を抱えるところもあれば、まだまだ指令が十分使えるところもあるという温度差のある中で、5つの消防本部、本部長、首長が話をして、十四山の、しかも比較的耐震の強い最新の場所に消防指令の一本化という形。もう一つは、デジタル化に備えた施設をつくろうということで始まりました。

もともと、先ほど言いました消防の条例にありますように、災害については、本部に119番が入りますと、蟹江で起きた事例については、その子機がありますので蟹江に来ます。全ての消防車が出払ってしまうようなことが、あれば、当然、中川区の町境、あとは愛西市の境にある指令部から、応援協定が結ばれておりますので、そこで現地の状況を踏まえた上で応援に出ていただくという、そういうシステムを、今構築をしております。ですから、タイムラグは多分ございません。

一番心配なのは、先回ありましたように、95局の5121と言って消防署へ電話があって火事だという。最終的には誤報でありましたけれども、そんな状況のほうが、よほど我々は怖いわけでありまして、とりあえず119番に電話してくださいというふうに消防署員が答えたそうでありますが、95局の5121でも消防署は出るわけでありますので、救急車と消防車が駆けつけたという事例がございます。そのことについては、今のところきちっとした考え方をまとめてやらなければ大変なことになるなというような事例が、今回あったわけであります。

とりあえず、この指令部については、デジタル化を目途にいたしました資本投下ということでご理解をいただけるとありがたいし、最終的には消防本部を一本にして、例えば、はしご車の維持管理も、新たにお金をかけなくても海部郡全体でできることがあれば、ランニングコストの縮小にもなるというような考え方を首長同士がしておるのも今の現状でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「ありがとうございました」の声あり)

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、154ページから197ページまでの質疑をお受けいたします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

2点お願いしたいと思います。

1点は、177ページの蟹江高校跡地整備のことでありますけれども、これは時間をかけな

がら説明をいただいてきましたし、5日には全員協議会でのご説明もあったと思いますが、 その日風邪のために欠席しておりますので、きょう質問をさせていただきます。

少し確認をしておきたいんですが、町として、何ですか、ここに1棟残して、災害の拠点づくり、避難所としての活用をするということと、それから、500平方メートルの平地の広さに4メーターぐらいの盛り土をつくって、高台をつくっていくというような計画が示されております。そこで、この避難の場所であるという避難所としての役割ですけれども、大体これはどのような被害想定の上に立って、ここが安全な避難場所だというふうに言ってみえるのか、その背景にある被害の想定というものが私にはよくわかりませんで、少し想像力がないのかもしれませんけれども、一体町はどれぐらいの被害を想定して、ここは避難所だというふうに言ってみえるのか。その背景の被害について、1つはお伺いをしたり、確認をしたりしておきたいと思います。

2点目ですけれども、昨年の9月に、私は、小学校について、エアコンの設置を26年度からでも取り組んでやってもらいたいと。非常に子供たちが苦しい授業をしているということでお話をさせていただきました。そのときには、27年度にこれをやるというような答弁でしたので、私は26年度にやってもらいたいと言いましたが、ここの予算書にはエアコンの設置についての費用は計上されておりません。そこで、この小学校のエアコンの設置についてはどのように思ってみえるのかをお伺いします。

以上2点、お願いします。

○政策推進課長 黒川静一君

蟹江高校の予算の関係についてご説明をさせていただきます。

まず、蟹江高校の正面の入り口のあたりの高さが、海抜マイナス2.4メートルほどでございます。そこから、蟹江高校の中につきましては、それよりも少し高い高さになっておりまして、今回希望の丘をつくる、その近辺の高さがマイナス1メートルぐらいの高さになってございます。今回、高さ4メートル程度の土を盛りまして、海抜にしますと3メートル程度の高さにすることになります。蟹江町の洪水のハザードマップによりますと、水が浸入する場合が最大でも2メートル程度というふうになってございますので、希望の丘の一番上の平らな部分については、浸水することはないというふうに考えております。そういった洪水等の場合の一時避難の場所と、そういったふうにご理解いただければありがたいかと思います。以上でございます。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

小学校のエアコンの整備についてお答えいたします。

昨年、中村議員のほうからエアコンの設置についてはご質問をいただきました。その節の答弁としましては、27年度ないし28年度以降というようなお答えをさせていただいたかと思います。それで、この議会の全協のほうの資料として3カ年の計画を挙げさせていただいて

おります。そこの中では、平成28年度に一括でエアコンの設備ということで、予算的には、計画として計上させていただいているところであります。26年度と申しますと、エアコンの工事につきましては国庫補助対象でございますので、26年度に予算化しますと、3分の1国庫補助がつきます。ですので、みすみすそれを逃すということも考えられませんので、27年度ないし28年度でもって、国庫補助をにらみまして予算化させていただければと思っております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

最初の蟹江高校跡地のことですけれども、2メーターの水が浸入するというんですけれども、この2メーターの水が浸入するというのはどういう背景なんですか。

国のほうも、県のほうも、このあたり一体が3連動地震の可能性があるということで、そのとき、最悪の事態の場合はマグニチュード9で震度7に及ぶだろうと。こういうことがあるのかどうかというのは全然わからないですよ。わかりませんけれども、そういう可能性があるというような報道というものもされているんですけれども、それで、そういうことが起こったときには、名古屋大学の教授の先生によりますと、非常に大きな津波がこのあたりにも来るだろうというふうな話も伺っているわけです。

それで、今の避難所としては、では、マグニチュード9とか震度7という最大規模が来たときも、ここを避難所としていいよということを町民に言えるものなのかどうかということを、私としては確認しておきたいわけです。みんな、東日本大震災が来ましてから、最悪を想定いたしまして、いかにして命を守るかという話になっているわけですけれども、あのような大きな災害でなければ、普通の台風だとか、一般的な地震だとか、そういうものに対しては大丈夫だと思うんですけれども、予想されているような最悪が来た場合にも、ここに避難してください、避難場所ですよということでよろしいんでしょうか。それが1つです。

それから、エアコンのことですけれども、今、答弁では国庫補助金の対象でもあるのでという話ですけれども、なぜ27年度にはやらないんですか、28年度になってしまうんですか。別に国庫の補助でも、申請すれば、最短でも27年度に組み込むことができるというふうに思うんですが、その点について、なぜ28年度と1年向こうに先送りになるのか、それについてお伺いします。

○政策推進課長 黒川静一君

蟹江高校跡地の最悪の被害等が起きたような場合を想定ということなんですけれども、仮に、そういったような場合につきましては、すぐ横に4階建ての南棟があります。こちらのほうを今回予算として耐震工事をさせていただきます。そして、耐震工事をした上で、備蓄資材等も準備をさせていただきます。それによって屋外階段を設置もさせていただきますので、そういったような場合につきましては、屋外階段を上っていただきまして、3階、4階、

屋上、そちらのほうにそれぞれ250名ずつ、計750名の方が避難をできるというふうに考えております。

以上でございます。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

まず、25年度の補正予算でも上げさせていただきましたように、非構造物の耐震化ということで、今年度は、学戸小学校、それから新蟹江小学校、蟹江北中学校のほうの飛散防止フィルムの工事を補正で上げさせていただきました。26年度につきましては、残りました蟹江中学校の飛散防止と、それから、同じく中学校の体育館、武道場、それから、北中学校のほうの体育館等から武道場の屋根の落下防止の工事を計画しておりますので、そちらのほうを優先させていただきまして、28年度からエアコンのほうを設置できればというふうに考えたところでございます。

以上です。

○8番 中村英子君

避難のことなんですけれども、県のほうもいろいろ防災計画の見直しをし、町のほうもそうかもしれませんが、その中に堤防の決壊というようなことも当然入ってくるというふうに思うんですが、最悪が来た場合、例えば、地震が揺れましたと。まず揺れますよね。それから津波が来る可能性があります。時間差がそこであるわけですけれども、そのときに、この蟹江高校に周辺の人がここへ行きなさいというようなことになるんでしょうか。常識的には、海とか川とか、そういうものに近い方面に向って人が逃げなさいとか、助かりなさいというようなことが、果たして、常識的に考えて、非常にこれは難しい。あえて、それであっても、大きな地震がありまして、津波までの時間がありますけれども、周辺の人は、低いところへ住んでいる人は蟹江高校の3階か4階に逃げてくださいと。そこで大丈夫ですよと、そういう話になるということが、非常に納得できない部分があるんです。

それは、マイナス2.4メーターでありますので、浸入したってそこへ到達するまでに水浸しですよね。そこへ到達するまでに、水はどういうふうになっとるのかが、まずわかんない状況ですよね。まず、想定としては。そこのグラウンドを使っている人たち、例えば、学生なり、バーベキューなり何なりをやっていてもいいですけれども、そこのグラウンドを使っている人たちは、事が起きたらそこの南棟の3階、4階でも、ほかでも何でもいいですけれども、そこに一時的に避難しましょうということは、それは理解できるんです。

本当に大地震というものが起こったときには、そっちに向って人が逃げてくださいと。川 や海の方向、しかも堤防がどうなっているのか、あそこの堤防は排水機場もありますし、善 太川があって排水機場もしっかりしています。その上に堤防があります。その向こうが川か 海かみたいになっているんですけれども、堤防が決壊するような非常事態のときに、一般の 住民の人たちに、そこを避難所として行きなさいと言うことがいいのかどうかというのが、 私自身の中では物すごい葛藤があるんです。普通でしたら、できるだけ水や海から遠い北のほう、しかも高いほうへ逃げてくださいというのが一般的なんですけれども、その大きなことが起こったときに、そっちへ行ってくださいと言うことが、果たして説得力があるのかどうかというのが非常に疑問に思っているんです。ですから、下手をすると、そういうことがインプットされていますと、本当に、これが希望の丘なのか絶望の丘なのかわけがわからないような状況になってはいけないんです。

災害というのは、一人の人も傷つけてはいけないと、命を失わないようにするというのが 防災や災害に対する基本ですので、その辺のところは物すごく整理しておかないと、私もよ くわかりませんし、一般の人もわからないと思うんですけれども、どういう範囲の人が、ど ういうときに、どういったら本当に安全なのかということは、もう少し皆さん詰めてから町 民に広報したほうがいいような気もしないでもないですが、今の時点では非常に曖昧ですし、 そういう行動をさせるということが、大きな非常時に果たしていいのかということについて 自信がないので、その辺のところはもうちょっと整理をし、人の命にかかわることですので、 説明をちゃんとしておいてほしいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

それから、エアコンのことにつきましては、非常に費用もかかりますので、そうすると、28年度に一括で全部小学校をやると。小学校でも入っている校舎と入っていない校舎もありますので、入っていないところにやってもらうということですけれども、それは来年度ではなくて26年度にやったらどうかと言っているんですけれども、今年度も来年度もやらないで、その次の28年度には必ず全部やるならやると、それをお母さん方に言っておけばいいことなので、そういうことで、28年度に全部やっちゃうと、それは決まっていますよということでよろしいかなということです。

蟹江小学校のあるお母さんが、子供があせもがむちゃくちゃひどくなって、それが腕のところでも真っ白くなって、お医者さんに行ったら治るのに5年はかかると言われたと。余りにも暑くないですかという声も質問した後にも伺っていますので、その辺のところ、できるだけ27年度に組み込めるようやってもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

蟹江高校のことでお答え申し上げたいと思います。

中村議員が言われるように、確かにそういう面はあると思います。これからきちんと整理されていかなくてはならんかなと、そんなふうには思いますが、大きな地震が起きた場合、議員が言われますように、大きな津波が果たして蟹江まで来るかという、そういう疑問もありますけれども、おっしゃられるように、学者の先生方は、それこそ、大きな津波が来ると言うよりも、堤防の破堤のほうが心配なんだと、そういうようなことを言われる方も、やはりおみえになります。

仮に、日光川の堤防が破堤する。そうした場合に、先ほど課長が言いましたように、あの近辺については道路付近でマイナス2.4メーターと、そういう状況になっておりますので、全体的に水が来るという格好になると思います。そうしたのが、地震が起きてすぐに破堤するというような状況になった場合は、当然あそこは使いようがないと思います。あそこを現実に使っている学生ですとか、広場を使っている皆さん方、そういう方たちだけが、あそこを本当に一時的な避難場所という格好で使われる。そういうのが通常の場合かなというふうに思います。ただ、ある程度、すぐ近くが、日光川が破堤せずに、遠くでしているだとか、そういう場合だと、やはり時間的なものがありますので、そういうのは、住民の判断にもよるとは思いますが、耐震補強工事も当然やるわけですから、今回は地震でもって壊れるような建物にはなりません。その建物は安全だということが保証されますので、地震があれば、どうぞ南棟までお逃げくださいという格好で言えると思います。

ですから、水害で水が来た場合は、恐らく希望の丘に皆さんがとどまるかどうかは、それはわかりませんが、仮にとどまった人がいたとしても、最高部は2メーターだろうと、そういう想定でございますので、それ以上の高さは希望の丘はありますので、そういう面では、 究極的には、そこにいればまずは安全だと、そういうことで私たちは想定して、4メーターぐらい盛りましょうと、そういう格好でつくらせていただきました。

最終的には、先ほども質問ありましたように、防災計画ができ上がってきますので、その計画をいろいろ練る中で、蟹江高校の避難場所としての位置といいますか、そういうのもきちんと確認されていきますので、その折にしっかりと、あそこの場所自体がどういう避難場所となるのかということを皆さんにお示しすると、そういう格好になってくると思います。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

中村議員も再三避難所についてご質問されています。きょうも、ほかの議員の方もいろい ろと避難所についてご質問していただいておりますので、まずは、学校の耐震のほうを進め させていただきたいと思います。

エアコンにつきましては、計画どおり、28年度に入っておりますので、まだ計画段階でございますが、それが確実ということは今は言えませんので。ただ、計画としては28年度からと答えさせていただきます。

以上でございます。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はありませんか。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

蟹高の跡地の問題について、これだけ 2 億1,000万近い予算を組まれておりまして、その計画を見ましたけれども、その内訳でございますけれども、蟹高の校舎が 1 棟ありますけれ

ども、その1棟の耐震だとか、内装だとか、非常階段等々をつけると、そのうち大体幾らぐらいなのかなと。そして、あとの希望の丘を中心のバーベキューだとか、フットサル、こういうのをつくったり、駐車場をやると。外構工事だね。まず、建物を整備したりするのは幾ら、そのほかの全体をやると幾らという、予算的な大枠で結構でございますが、大体どんなような予算配分になっておるのか、一応それをお尋ねをしたいというふうに思います。そのことについてお答え願いたいと思います。

○政策推進課長 黒川静一君

蟹高の整備計画の予算の内訳ということなんですけれども、大体ということになりますけれども、まず、南棟が1棟ありますが、そちらのほうが耐震補強工事、屋外の階段、屋外の手すり等を含めまして、全てで1億弱ぐらいの金額になるかと思います。あと、フットサルにつきましては約2,000万ぐらい、舗装工事については約3,000万ぐらいを予定をしております。バーベキュー炉等については数百万という、そういう予定をしてございます。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

要は、この蟹高の跡地を町が払い下げをもらう経過が、やはりいろいろあったと思うんですが、あれは、県から譲り受けると大体5億円ぐらいは予算的に要るんではないかなというのが一般的な話であったと思うんですが、どうしてあんなに安く手に入ったのかなということです。 1万5,000坪の土地が7,000万だか8,000万で手に入った、蟹江町の土地になったこと、町有地になったことが、正直私はびっくりしております。そして、その後、整備をいろいろ、解体工事などで7,000万ぐらいで、一億五、六千万ぐらいであれだけのものが町の手に入った。

そのことについて、ではどういう利用価値を求めたのか。そこへ行く過程の中で、あそこを蟹江町の防災の拠点とまでは言いませんけれども、「防災の」という声が蟹高の払い下げのときによく出ておったものですから、あそこを地域防災として利用もしたいだとかいう言葉が非常に多く使われてきたのかなと思えてならないわけで、例えば、あの土地は手に入ったけれども、あんなところはやめたと、何もやりゃせんよと言えるのかどうなのか。経過が、いろいろここへ来た過程があったように聞いておりますけれども、そこで、現実的に、建物の耐震だとか、非常階段だとか、内装だとか、屋上避難だとか、こういうことにかける1億円というのは無駄だか無駄でないかというのは別として、やむを得ないのかなというのが一般論だと思います。

続いて、二次的に考えられるのが、そういう外構的なことで、防災に本当に4メーターの 土盛りをすると避難場所的にみんなが来るかなと思ったら、人間ておるのかなと、今の段階 で住んどるのかなと。住んどるのか言うと佐藤さんに怒られるけれども、南側の人口比率か らいったら、どうなの、必要性あるのと、こう思えるわけですよ。だから、本来の目的は、 これからは知りません、これからは区画整理事業を南も促進をしていくと、あの1万5,000坪の公有地を非常に利用できますし、何かのときに公園用地としてもやりますし、これから10年後ぐらいになると非常に利用価値があるというふうに思うんですが、今の段階ではどうかなという思いはあります。あそこへ、こんな設備をやって。あれやって1億円も必要かなと。では、やめたと言ったときに、第一にやめられるかどうか。

例えば、さっき言ったフットサル、私は正直言って余り知らんのですが、サッカーは知っておるけれども、聞いたらサッカーの小型版だ言って、どこかでやっておるのと言ったら、どこかでやっておるらしいけれども、その近くでもテントか何かがあって、そこでもちょこっと近くでやっておるらしいね。これが本当に流行して、みんなが飛びつくほど喜んで、ほうそうかそうかと言えるのかなと思うと、どうもそんなようなふうにも思えんし、どうかなと。でも、計画を立てて、理事者側の計画は、それを目的ではなしに、何かがあって、事はついでだから、名前も希望の丘だったかね、いい名前だもんね。本当、今後のあれで希望が持てるということだろうけれども、必要性の問題。早急に必要かどうか、1億円かけてでもやるべきかどうかと。

その点について、例えば、校舎だけは災害対策だとか、老人学校って言っちゃいけませんけれども、そういうような学校だったか、地域の人たちの交流の場だとか、愛大の生徒の若い人たちとの接点を求めるだとか、新しい蟹江町の青春の森みたいな、そんな雰囲気に老若男女が仲よく語り合えたり、スポーツできたりと、すばらしい夢だと思うんです。でも、今早急に必要性があるのかと問われたときに、避難場所ではねと思うもんで、あそこは避難場所と言っておるけれども、違うよと。将来の富吉の南の区画整理事業をやるときの公園用地として非常にいいんじゃないかと。バーベキューもできるし、それから、いろいろな丘があって、私はあそこの七宝のあれを見てきたんですが、丘があって、芝生があって、結構若い子たちが来て楽しんどるの。あれをイメージしたのかなと。でも、そう言うと予算がつかんし補助金がどうもおりんようだで、今、何でも災害・防災対策と言うと補助がおりやすいもんですから、そういう言葉で言っとって、本当かなというふうに今でも疑っとるんですが、疑っとってもいけませんので。

1億6,000万円も起債で借りてやるわけ。借金ですけれども、その辺のところをちょっと 今のところまだまだ理解できんところがありますので、正直言って、予算を立てて入札をそ のようにできるかできんかもわかりません。そのときにオーバーをするだとか、それよりふ えるなんていうことは絶対にあってはならないと思いますので、これ以下に下げてもいいと、 これとこれはやめてもいいんだよと、これは次年度でもいいというような考え方が持てるか どうか。学校は耐震や何かをやりましょう、外構工事も多少はやりましょうと。しかし、で きることなら、単年度でなくて、様子を見つつ、来年でも再来年でも延ばしてでもというよ うな予算的な措置だとか、修正できるような考え方があるのかないのか。あくまでも、この とおり、計画立てたとおりに何が何でもやりたいと、予算をオーバーしたら補正予算を組んででもやりたいと、こういうものなのかどうか、その決意の一端を、考え方の一端をぜひこの場で聞いておきたいと思います。必ずこれはどこかで物議を醸し出すような気がしますので、再度お尋ねをしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

お答えしたいと思います。

蟹江高校の跡地というのは、県といろいろ交渉させていただいた中で、町としては、本来あそこを何に使おうが勝手でしょうということでいきたかったわけですが、県としては、やはりそういうわけにはいかんということで、譲る以上は、先ほど言われましたように、例えば防災関係、そういうような施設で、あと、今までが学校施設ということもあったものですから、せめて教育施設として使うものではないとだめだというような条件というか、そういうものがありました。ですから、県とのやりとりの中では、南棟については一時避難場所という格好で使わせていただく。当然、生涯学習施設としてもあそこは使います。そのほかの周りの土地についても、生涯学習施設として使いますので譲ってくれという格好での交渉内容でした。

そういうことで、最終的には、菊地議員が言われたように、購入価格自体は6,000万円弱の金額になりました。解体工事も比較的安くできたということもありますが、今、実際に新築しようとする工事を、先ほどやめるかと、そういうようなことでしたが、それは基本的には難しいと思います。県のほうには約束として、必ずそういうものをつくりますということを言っているものですから、それをやめるということはまずないです。

それから、例えば、今、工事費だけで約2億弱という予算が立っておりますけれども、実は、私たちが心配したのは、この予算を立てたのが、当然昨年のときで数字をはじいているということもありまして、そうしますと、皆さんご存じのように、昨今の入札事情というのが非常に厳しい状況になっています。ことごとくとまでは言いませんが、入札不調ですとか、なかなか落札しないという、そういう状況になっておりまして、その状況というのが、例えば、人夫が少ないですとか、資材が確保できないですとか、工期の問題も当然あるだろうと思いますが、いろいろな条件が重なって、なかなか入札が落ちないと、そういう状況になっております。

これが、果たして来年、今私たちが計画しようとしているのは、5月の下旬ぐらいに入札をしておるんですけれども、そういう状況の中で、同じような状況にあると、先ほど心配していただいたように、この全ての事業を2億弱の中でやれるかどうかというのが、実は、私どもは非常に心配をしています。そういうのをぎりぎりの状態まで待たせていただいて決断をしようかというふうには思っておりますけれども、ただ、仮に残せるとすれば、今、北側のほうに駐車場を予定しておりますが、例えば、駐車場の部分をそこから外して翌年度に回

すですとか、補正予算で今年度中にやらせていただくですとか、そういうような状況で、ある程度、この部分だけは後回しにしましょうねと、そういう考えを持たざるを得んような状況になってくるかもしれんということがありますので、その辺は、恐縮でございますがご承知おきしておいていただきたいと、そんなふうに思います。

それから、もう一つ、フットサルの話もありましたけれども、これも、私ども、プロジェクトを組んで、どういう格好であそこを使っていこうという話をいろいろさせていただいた中で、生涯学習施設として、生涯スポーツの中では、やはり、今一番需要が高いのはフットサルだろうと。言われましたように、蟹江高校の近くに、前に佐藤議員も言われましたけれども、フットサルの室内の競技場がございます。それともう一つは、東水明台の南側に昔の名古屋銀行のところにグラウンドがあって、そこにもフットサルの競技場がありますけれども、インターネットや何かで調べさせていただきますと、そこに登録しているフットサルのクラブ数はすごい数なんです。多分200以上あるんだろうと思うんです。そうなると、実際に皆さんやりたくても足らないという。競技場を探しているのが、本当にそこらじゅうのところを当たってみえるんだと思うんです。それがそこにできるということになると、多分需要は非常に高いと、最終的にそんなふうに踏んで、つくるならフットサルにしましょうということで考えさせていただきましたので、何とかフットサルについてはやっていきたいと。やはり、使っていただいて何ぼのものですので、あそこにたくさんの方に来ていただきたいということがあるものですから、できればそういう格好でやらさせていただきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

フットサルの件は、私が聞いとる認識とどうも違うもんで、私自身が知らんこともあるでしょうけれども、無理してあそこへつくって、ナイター設備までやって、すぐやらんでも、まだそんな、1年、2年後、もう少し待ってもいいんじゃないかと。今何千万と言った、これだけで3,000万ぐらいかかるか。そんなものを何でやるがと。目の前に民間でやっとるところもあるのに、もう少し待ったらどうかなと思うし、逆に、駐車場のほうをやってあげたほうがいいですよ。みんな来たときに要るから。だから、余分って言っちゃいかん、まだ理解の得られんようなものを、余り力まずに、ある程度、我々の認識の違いがあるかもしれん。議員の皆さん方でもいろいろ認識が違うものですから何とも言えませんよ。それが優先だと言う人もみえるかもしれませんし、まだ理解ができんままに、あんなものっちゃ、一番言いやすいのは、あんなものつくりやがったでいかんわという話のほうが伝わりやすくなるの。あんな3,000万、余分なことやりやがってと、みんながあっちもこっちも申し込んでもやれせんで、何やっとる町長とかいうようなことがありゃいいで、我々議員でも、私は年寄りだで聞かんかもしれんけどね、正直言って、つくったらどうだと余り聞かんの。そういうもの

まで、何で無理して放り込まにゃならんのかと。

予算を組んだからでなくてでも、予算範囲の中よりも少しでも、今は一番大事な蟹高の南校舎のあれをどうやってでも耐震をやって、老人学校だとか健康の学校、教室をやるだとか、交流をやるだとか、避難所としてやるだとか、愛大の生徒の更衣室もあるし、若い子との語り合いもできるし、そういう建物については、皆さんが壊せとは言わんと思うんですよ。しかし、その他の問題については、一気に、希望の公園もね、山を土盛り、ただでどっかでくれりゃありがたいが、土だけ盛っといてでも、例えば、芝生や何かでも時間をおいて、1年ぐらい雨露にぬれると土も締まってくるし、その後みんなして芝生を、種をまくだとか、植えるだとか、みんなして希望の丘みたいに、みんなして手をかけ合いながらやるようなほうが、何でも何でもでは、県には形の上で言っときゃえんですわ。防災でやってどうのと言っときゃいいけれども、やはり、町民が見たときに何やらしとるということで、かえっていいものが悪いようにとられる場合だってあるものですから。

これは認識の差ですよ、いいですよ。伊藤室長の認識からいえば、これは第一優先だと。フットサルこそナンバーワンだと思うかもしれませんが、理解が違うものについては、ある程度謙虚に受けとめて、計画の立て直しなり、予算の組み替えなりをするぐらいの気持ちを持ってもらいたいと思いますし、あなたにそれを追求してもいけませんので、やはり、最終の決断は、町長が我々の言葉を聞いて、そんなもの聞けるかっちゃそのとおりやってもらえば結構、そうでなしに、一丁考えてみようかなという気持ちがあれば、また考えていただくと思いますが、最後に町長の考え方をお聞かせねがいたい、こう思います。

○町長 横江淳一君

大変いろいろなアドバイスをいただきまして、ありがとうございました。

順番はちょっと違いますけれども、フットサルの需要性につきましては、まだまだ本当に 私自身も、いろいろなプロジェクトチームの中では、当然若い者が中心になりますので、そ ういうニュースポーツというのがクローズアップされてきたのではないか、そんな考えを持 っています。ですから、スリー・オン・スリー、それからフットサル、ほかフリースペース もございますので、先ほど言いましたように、照明装置も含めて、この4月1日から本格供 用開始をするグラウンドの愛大のいろいろな要望、780万円というお金をいただきますので、 我々といたしましては、ある程度要望を聞きながら、今ある南棟のリニューアル、学生さん にも使っていただき、学生さんの要望を聞きながら変えていく、そういう考え方、柔軟な姿 勢は十分持ち合わせておりますので、しっかり議員各位とはお話しをさせていただきたいと いうふうに思っております。

また、希望の丘のことにつきましては、私どもが3年前にお邪魔をいたしました岩沼の井口市長からのアドバイスをいただいたのも事実であります。このことにつきましては、森林税を利用いたしました補助金を使わせていただく関係上、地域の皆さんになれ親しんでいた

だく、そういう丘をつくりたいということで、菊地議員もおっしゃったような芝生の植樹祭だとか、そんなことをまずやってみたいなと。とにかく、あの辺に皆さんが集えるような、そんな公園にしていきたいというふうに考えております。地域の方に言わせますと、伊勢湾台風のときにはあの辺はどっぷり来まして、あそこへ逃げる人はだれもおりゃせんよというところから始まった整備計画でありますので、そこのところはしっかりと皆さんと話し合いをしながらやっていきたいというふうに考えておりますし、東京湾の海面から云々という話もありましたけれども、とりあえずは、堤防が破堤しても、最大限あそこで一部の人が、あそこでスポーツをしてみえた方も含めてですけれども、瞬間的に緊急避難ができる場所がというのがもともとの発想でありました。県のしゅんせつ泥も含めて利用させていただけるということもございましたので、そのことも含めて希望の丘という名前をさせていただきましたが、設備につきましては、もうちょっと腰を据えて、ゆっくりやってまいりたいと思います。

以上であります。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

○11番 奥田信宏君

簡単なことを1点だけお聞きをしておきます。

中学校費の169ページの、先ほどから出ておりましたフィルム、これ3カ年では27年度から2,700万、要するに、天井落下防止の工事が入るという計画になっております。これを見て、3カ年を見たときに、順番がどうなんだろうと思ったんです。天井が落下するという計画があるということは、震度5強なのか6なのか、6強で落下するのか、多分それがあるから落下防止の工事をしようという話でしょうね、当然。落下防止が先なのかフィルムを張るのが先なのかということになると、例えば、体育館を使っていたときに、フィルムだとけがですよね。体育館だと死んでしまいますよね。亡くなってしまうんですよね。そうすると、本来はそちらが先でないかという単純な疑問を持ったものですから、これは27年度に入っているんですが、それにしてもどういうふうな判断をされたのかちょっと聞きたかったので、よろしくお願いをいたします。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

天井落下の防止につきましては、後のほうから出てまいりました話で、建築基準法の関係で、200平米及び高さ6メートル以上のものについては、つり天井のものは修正が必要だという話になったんです。それは建築基準法でありまして、文科省のほうの指示としましては、200平米、もしくは高さ6メートルのつり天井については落下防止の処置をしなさいということで、今学校のほうで該当するところの施設としましては、蟹江中学校の武道場、体育館、それから北中学校の武道場、こちらのほうが該当して、それを平成27年度までに解消しなさ

いというのが、一応文科省のほうの指示でございます。

以前から、ガラスの飛散防止というのは非構造物のほうでありましたので、そちらのほう を順次優先をさせていただきまして、天井の落下防止につきましては、今の計画として、27 年度までに終わらせる計画でございます。

以上です。

○11番 奥田信宏君

蟹中のことも聞いて、体育館のことは蟹中だろうと思ったんですが、ただ、これは物すごく古い体育館ではないですよね。例えば、これはどのくらいで落ちるか落ちないか、設計士さんなんかに聞いたらある程度わかるものではないですか。もちろんやるほうが正しいんですが、大体どの辺までもつという想定か何かは、設計士さんではわからないものなんですか。それはすごく疑問を持ったんです。例えば、震度5強ぐらいなら落ちると言われたら先にやるべきだし、基準の面積平米数で決まっているので、後追いでもやりましょうという話だったら、これこれでフィルムをやって、それと並行か、それでもいいやと思ったんですが、ただ、そこら辺は聞かれましたか。聞いて順番をこういうふうにされたのか、それもちょっと気になったのでお聞きをします。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

先ほどと重ねての答弁になりますけれども、当初、蟹江中学校の体育館につきましては建築基準法上で全然問題がなかったんです。その後につり天井についてのということが出ましたので。ただ、指示としましては、文科省のほうのそういう判断でもって、27年度までに解消しなさいというような指示が出ておりますので、現実に、震度幾つでこれが落下するというようなところの判断基準というのは我々としては持っておりませんけれども、とりあえず、文科省のほうから出ておりますそういう指示のもとで作業を進めているというところでございます。

以上です。

○11番 奥田信宏君

わかりましたけれども、東日本大震災で、天井落下がいっぱいテレビに出ましたよね。そうすると、担当としては、本来、一遍ぐらい聞いてみようと、どうなんだろう、自分のところは落ちないだろうか、いいんだろうかという疑問を持っていただくとありがたいと思いましたし、実は今からでも、私が質問しましたので、疑問を持っていただいて、一度聞いてもらうのが本筋ではないかと思うんですが。ということは、よそのことで、確か6弱ぐらいのところで落ちているところもあったと思っています。プールの入っている体育館ですね。あの辺は6弱ぐらいで落ちていると思うので、そうすると、完全にこの辺は6弱ぐらいは来るという前提ですよね。6強が来るかもしれないと言っているので、そうすると、やはり、まず聞いて、大丈夫ですと言われて、それでは後から補強しましょうというのが正しい順番で

はないかと思ったので、できましたらそういう順番をとっていただけたらありがたいと思います。

○副議長 山田新太郎君

その他質疑はありませんか。

○9番 黒川勝好君

155ページの教育委員会の関係で、きょうやっとこの学区検討に関する教育委員会の具申というものをいただきまして、学区検討委員会の方は3年間に及んでいろいろとやっていただきまして、ご苦労さまだったと思います。これをずっと読まさせてもらって、結果的には、今後も時間をかけて保護者、住民の理解と納得が得られるように継続して審議を続ける必要があると考えているというのが最終的な判断のように思うんですが、教育長がこの具申を見られまして、考えておみえになることをお聞かせを願います。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

きのうの段階で皆さん方に、議長さんに具申そのものを出させていただきました。今、黒川議員がおっしゃるように、4の終わりのところにそれが書いてありますが、とりあえずは、検討委員会としては2つの方向を出されたと。それが、そういうふうに一つの方向を出しながらも、けれども、最終的にはそれで終わりではないんですよと、継続して状況を見て考えてほしいと、そういうことでした。

実際に、今、正確な具申内容の2点を言いますと、特に委員長が挙げておったのは2つで、 国道1号線沿いの新設校設置案、これにつきましては、住民感情ということがありますので、 すぐに舟入がどこどこというのではなくて、適正規模の学区も含めて、蟹江小学校、新蟹江 小学校も含めながら舟入さんのことを考えていこうよというのが一番の大きいものでありま した。(2)につきましては、これは附帯なんですけれども、市街化調整区域の見直しを図 るということで、今の学区でありながらも、人口というか、子供たちの数はふえるのではな いかと、そのようなことでありました。

今これをいただきまして、教育委員会の委員長を初め、そのときの話でありますけれども、 真摯にいただきながら、4月以降に、これをもとにしながらも、教育委員さん同士のお考え もありますので、含めながらいただいて、もちろん、この前黒川議員が、12月だったか、小 規模特認校制度、そういうのが、実は、これをお聞きしたんですけれども話題にはならなか ったということでありましたが、あのときお聞きしましたし、教育委員さんたちもそれは承 知しておりますので、具申の内容とそういうようなことも含めながら、1学期ぐらいのとこ ろで、早い段階で検討して、議員の皆様方にお示しをしたいというふうに思っておりますし、 また、それをお示ししながらも、最後の今のまとめのところもあわせて心にとめていきたい というようなところで、今思っております。 以上です。

○9番 黒川勝好君

結局、この3年間はでは何だったのかなと、僕は、小学校の件を本当に心配したわけですよ。最終的には、方向性をもう少し考えていきましょうと。するとまた、もやもやと出てくるんではないですか、学区の話も。今2つ言われました。1個が1号線沿いに新設校の設置というあれが出ておるんですけれども、これは僕も初めて聞いた案ですけれども、これもびっくりですわ。そういうことになってくると、根本的に、もうちょっと我々も動かなあかんなという気もしてくるわけです。ですから、これは大きな具申をされたと思っておりますよ。学校のコミュニティ自体が変わってくるわけでしょう。蟹江小学校、新蟹江小学校、舟入小学校を一つにしようという、1号線沿いにそういう案が出てきたということは、今の蟹江町のあるべき姿がぐっと変わってくるわけです。

そういうことになってきますと、本当に大きな問題にせざるを得んくなってきて、逆に、 どう言いましょう、この問題に対しまして、我々の責任というのが、また議員の責任という のも大きくなってくるような気がします。これからまた段階を踏んで話が出てくると思いま すけれども、きょう僕も初めてすっと読まさせてもらっただけなものですから、余りあれで すけれども、これからも、とにかく今の舟入小学校の児童たちに、ああだこうだ言われんで も安心して学校へ行っていただける、僕らはそれをまず願っておりますので、その程度にお さめていきます。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、9款教育費を終わります。

暫時休憩します。午後3時25分から再開します。

(午後 3時07分)

○副議長 山田新太郎君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

○副議長 山田新太郎君

続いて、10款公債費、11款予備費、196ページから197ページまでの質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で議案第17号「平成26年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田新太郎君

日程第2 議案第18号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といた します。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは209ページから239ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑をお受けします。

質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第18号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田新太郎君

日程第3 議案第19号「平成26年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。 提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは241ページから251ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑をお受けいたします。

質疑は1人3回までといたします。

○3番 戸谷裕治君

3番 戸谷でございます。

1つ、ここの場でいいかどうかわからないんですけれども、町有地のことに関しまして、 先日佐藤化学の跡地ということでお買い上げいただきまして、ありがとうございました。で すけれども、町有地というのは、ほかでもまだ有効活用されていない町有地があるというこ とで、これから利益を上げていただける土地もあると思いますので、そういう有効活用のこ とについて少しお聞きしたいと思います。どなたかよろしくお願い申し上げます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

蟹江町には、使っていない町有地は結構あります。少し前になりますが、要は、未利用地ということで、それの有効活用が何とかならないかということで、行革の観点から、各所属のほうに管轄している町有地を全て出していただいて、その土地についてどうしていこうかというのをやらせていただいています。その中で1つ挙がってきたのが、例えば、北中の今イチジク畑になっている土地についても、やはり何とかしたらどうかということで挙がってきたものでございます。ほかにも、例えば、図書館のすぐ北側に土地がありますが、ああいうところについても当然例として挙がってきておりますが、実際にどうしていこうかという結論までは至っておりませんけれども、そういう意味合いで、町としては、未利用地についてどうしていこうかという、そういうこちらのほうの検討材料としては持っているつもりではございます。

○3番 戸谷裕治君

ありがとうございます。そういうことで、せっかくの、余分な土地というのはお金を生まないということもありますし、そういう財産の売却というのも頭に入れていただいて、有効活用していただければいいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 山田新太郎君

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第19号「平成26年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田新太郎君

日程第4 議案第20号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは253ページから273ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑をお受けいたします。

質疑は1人3回までといたします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第20号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田新太郎君

日程第5 議案第21号「平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を 議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは275ページから285ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑をお受けいたします。

質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第21号「平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント 事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田新太郎君

日程第6 議案第22号「平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは287ページから312ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑をお受けいたします。

質疑は1人3回までとします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第22号「平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計 予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田新太郎君

日程第7 議案第23号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題 といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは313ページから327ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑をお受けいたします。

質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第23号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田新太郎君

日程第8 議案第24号「平成26年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第24号「平成26年度蟹江町水道事業会計予算」の質 疑を終結いたします。

○副議長 山田新太郎君

なお、議案第17号ないし議案第24号は、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 3時40分)